



## 第1節 朝来市生活環境保全条例

○朝来市生活環境保全条例

平成21年2月26日

条例第1号

### 目次

#### 第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 市長の責務(第3条—第9条)

第3節 事業者の責務(第10条—第13条)

第4節 市民等の責務(第14条・第14条の2)

#### 第2章 生活環境の保全

第1節 公共の場所等の清潔保持(第15条—第18条)

第2節 廃棄物の処理(第19条—第23条)

第3節 愛がん動物の管理(第24条・第25条)

#### 第3章 公害防止

第1節 特定施設等に関する規制(第26条—第35条)

第2節 動物飼養施設に関する規制(第36条—第42条)

第3節 特定建設作業に関する規制(第43条—第45条)

第4節 自動車等に関する規制(第46条・第47条)

第5節 拡声機等に関する規制(第48条—第50条)

#### 第4章 雑則(第51条—第55条)

#### 附則

##### 第1章 総則

##### 第1節 通則

##### (目的)

第1条 この条例は、朝来市民(以下「市民」という。)が健康で文化的な生活を営むために必要な生活環境を保全するための基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の良好な環境を確保することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で明朗な心身を養い、快適な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境の保全 良好な環境を確保し、人と自然の調和のある住みよい豊かな環境を創造し、かつ、保全するとともに、善良な風俗を保持することをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。
- (6) 市民等 市民、市内に滞在する者及び市内を旅行する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行うもので個人、法人及び団体をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の利用に供されている場所をいう。
- (9) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。
- (10) 特定施設 事業活動を行う工場又は事業所(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設をいう。
- (11) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音及び振動を発生させる作業をいう。
- (12) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。
- (14) 産業廃棄物 廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定するものをいう。

## 第 2 節 市長の責務

(市長の基本的な責務)

第 3 条 市長は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、事業者及び市民等との協力のもとに環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市長は、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、前項の施策を計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

3 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する総合的な施策の展開
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、朝来市環境審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(調査及び監視)

第 4 条 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況、廃棄物の処理状況その他環境の保全に支障を及ぼすおそれのある事項について調査し、監視しなければならない。

(公害に係る苦情等の処理)

第5条 市長は、関係行政機関と協力し、公害に関する苦情及び紛争について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めなければならない。

(公共施設の整備等)

第6条 市長は、良好な環境を保全するため、道路、公園、下水道その他公共施設(以下「公共施設」という。)の整備及びその適切な維持管理に努めなければならない。

2 市長は、良好な生活環境及び景観を創出するため、公共施設の緑化に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第7条 市長は、市民等の健康を保護し、良好な環境を確保するため、必要な公害防止に関する協定を事業者と締結するよう努めなければならない。

(環境の保全への指導)

第8条 市長は、事業者及び市民等に対し、健康と快適な環境を保全するため必要と認めるときは、関係行政機関とともに適切な指導を行うことができる。

(事業者及び市民等への知識の普及)

第9条 市長は、良好な環境の確保に関する事業者及び市民等の認識を深めるために必要な知識の普及に努めなければならない。

### 第3節 事業者の責務

(事業者の基本的な責務)

第10条 事業者は、その事業活動によって人の健康又は良好な環境を侵害しないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市長その他行政機関が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、関係法令及びこの条例に違反しない場合でも、良好な環境を保全するよう最大の努力をしなければならない。

3 事業者は、その事業活動により環境の保全に係る紛争が生じたときは、誠意をもって速やかにその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、環境への負荷を低減するため、自主的かつ継続的な取組に努めなければならない。

(管理及び報告義務)

第11条 事業者は、公害発生のおそれのある事業活動を厳重に管理するとともに、公害が発生した場合は、発生源、発生原因及び発生状況を直ちに市長に報告しなければならない。

(廃棄物の自己処理等の義務)

第12条 事業者は、その事業活動によって生じる廃棄物の排出を抑制し、適正な処理及び再生利用に努めるとともに、再生利用後において廃棄物となった場合は、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

(公害防止協定の履行)

第 13 条 事業者は、市長又は市民の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

#### 第 4 節 市民等の責務

(市民等の基本的な責務)

第 14 条 市民等は、環境の保全に関する認識を深め、次の各号に掲げる事項を遵守し、地域の良好な環境の確保に寄与しなければならない。

- (1) 自らの日常生活において他人の生活を阻害するような行為を慎み、良好な生活環境の確保に努めること。
- (2) 自らの廃棄物の排出を抑制し、減量化に努めること。
- (3) 公害の発生及び環境の侵害を知ったときは、その状況を市長に通報し、かつ、市長その他の行政機関が実施する施策に協力すること。
- (4) その所有し又は管理する土地、建物及びその周辺の清潔を保持し、相互に協力して地域の良好な環境の確保に努めること。

(森林所有者の責務)

第 14 条の 2 森林所有者(管理者を含む。)は、環境の保全のため、森林の有する多面的機能が確保されるよう、その森林の適正な管理に努めなければならない。

## 第 2 章 生活環境の保全

### 第 1 節 公共の場所等の清潔保持

(公共の場所の清潔保持)

第 15 条 何人も、公共の場所を汚損してはならない。

2 何人も、公共の場所の美化及び環境の保全に努めなければならない。

(土地等の管理義務)

第 16 条 土地(空き地を含む。)又は建造物(以下「土地等」という。)の所有者又は占有者は、その管理する土地等に雑草等が繁茂し、又は廃棄物の放置等により、地域の良好な環境又は景観を害することのないよう適正に管理しなければならない。

(資材等の管理義務)

第 17 条 何人も、土地等に自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等を放置し、これらを飛散させ、流出させ、脱落させ、又は堆積させて地域の良好な環境を害することのないよう適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第 18 条 市長は、前 2 条の管理義務を有する所有者又は占有者が当該義務を怠ったときは、その改善に必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定により指導を受けた者が当該指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

## 第2節 廃棄物の処理

### (廃棄物の投棄及び処理義務)

- 第19条 何人も、市長が指定する場所以外の場所に廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。
- 2 市民等は、廃棄物の処理に当たっては、関係法令に定めるところによるほか、自ら処理する場合は、地域の良好な環境を害することのないよう努めなければならない。
  - 3 市民等は、良好な環境の保全のため、ごみ及び再生資源の散乱防止に努めなければならない。

### (屋外焼却の制限等)

- 第20条 何人も、燃焼に伴い、ばい煙又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、硫黄、皮革、合成樹脂、油類その他のものを屋外において焼却してはならない。ただし、関係法令で定められた内容又は方法により焼却する場合にあっては、この限りでない。

### (産業廃棄物の処理)

- 第21条 事業者は、工場等から生じる産業廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

### (勧告及び命令)

- 第22条 市長は、第19条第1項又は第20条本文若しくは前条の規定に違反している者に対して、その行為に対する措置及び投棄された廃棄物の回収等の措置を講ずることを勧告し、又は命ずることができる。
- 2 市長は、前項に規定する勧告又は命令に従わない者があるときは、関係行政機関に対し、必要な措置を講ずることを要請することができる。

### (河川等の汚濁防止義務)

- 第23条 何人も、生活排水の流出路の清掃に努めるとともに、生活排水を放流するときは公共用水域の汚濁防止のため必要な措置を講じなければならない。
- 2 浄化槽の使用者又は所有者(事業者を含む。)は、河川及び水路等を汚濁しないよう当該浄化槽を常に適正に管理しなければならない。

## 第3節 愛がん動物の管理

### (愛がん動物の所有者の義務)

- 第24条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者は、飼い犬等に関する法令を遵守した飼養管理をするとともに、飼い犬等が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は生活環境を侵害しないよう適正に管理しなければならない。
- 2 飼い犬等の所有者は、飼い犬等の管理ができなくなり、又は飼い犬等が死亡したときは、自らの責任において適正な措置を講じなければならない。

### (指導及び勧告)

- 第25条 市長は、飼い犬等の所有者が前条第1項の規定に違反すると認める場合は、その者に対し必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

### 第3章 公害防止

#### 第1節 特定施設等に関する規制

##### (工場等の規制基準の設定)

第26条 市長は、工場等における事業活動によって生ずるばい煙等の排出又は発生量等の許容限度及び環境を保全する上で維持されることが必要な基準(以下「工場等の規制基準」という。)を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により工場等の規制基準を定めようとするときは、朝来市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

##### (工場等の規制基準の遵守等)

第27条 特定施設を設置している者又は特定建設作業を行う者は、工場等の規制基準を超えるばい煙等を発生させ、排出し、又は飛散させてはならない。

2 工場等の規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設工事等の作業を行う者は、前項の規定に準じてばい煙等を発生させないように努めなければならない。

##### (特定施設等の設置の届出)

第28条 工場等に設置される施設又は工場等で行われる作業のうち、著しくばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設又は作業であつて、規則で定めるもの(以下「特定施設等」という。)を設置し、又は行おうとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 施設にあつては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (4) 作業にあつては、その方法
- (5) ばい煙等の処理の方法

2 一の施設又は作業が特定施設等となった際、現に当該特定施設等を設置し、又は行っている者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該特定施設等が特定施設等となった日から30日以内に、前項各号に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。

##### (特定施設等の変更の届出)

第29条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

##### (計画の変更命令等)

第30条 市長は、第28条第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出の内容が工場等の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものについては、30日)以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(実施の制限)

第31条 第28条第1項又は第29条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものについては、30日)を経過した後でなければ、その届出に係る施設の設置、作業の実施又は施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第28条第1項又は第29条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(改善命令等)

第32条 市長は、特定施設等が工場等の規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定により改善命令等を受けた者は、当該改善命令等に係る計画を速やかに変更しなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第33条 第28条第1項の規定による届出をした者は、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定施設等の使用若しくは実施のすべてを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第34条 第28条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第28条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第28条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施設管理者の設置)

第35条 ばい煙等の発生するおそれのある工場等を設置する者は、当該工場等の公害防止に当たらせるため、施設管理者を設置しなければならない。

2 前項の規定により施設管理者を設置し、又は変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

## 第2節 動物飼養施設に関する規制

(動物飼養施設の規制基準の設定)

第36条 市長は、別表右欄に掲げる動物の種類及び飼養数の動物を飼養する施設(以下「動物飼養施設」という。)を設置することに必要な基準を定めなければならない。

(動物飼養施設の規制基準の遵守)

第 37 条 動物飼養施設を設置している者又は設置しようとする者は、地域の環境を保全するために、前条の動物飼養施設の規制基準を遵守しなければならない。

(動物飼養施設の設置又は変更の届出)

第 38 条 動物飼養施設を設置し、又は変更しようとする者(化製場等に関する法律施行条例(昭和 59 年兵庫県条例第 21 号)第 9 条の規定により、申請した者で知事の許可を得た者を除く。)は、あらかじめ次に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 動物飼養施設の名称及び所在地
- (3) 動物飼養施設の構造、配置並びに飼養及び管理の方法
- (4) 動物飼養施設の衛生上の必要な措置

(計画の変更命令等)

第 39 条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出の内容が第 36 条の動物飼養施設の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、計画の変更又は廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(完了届の提出及び使用開始の制限)

第 40 条 第 38 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る動物飼養施設の設置又は変更の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつた場合は、当該届出の内容及び第 38 条の届出内容について確認しなければならない。
- 3 第 38 条の規定による届出をした者は、前項の規定による市長の確認を受けた後でなければ、動物飼養施設の使用又は変更部分の使用を開始してはならない。

(変更届及び地位の承継等における準用)

第 41 条 第 33 条及び第 34 条の規定は、前条の規定による確認を得た者について準用する。

(改善勧告及び命令)

第 42 条 市長は、設置され、又は変更された動物飼養施設が動物飼養施設の規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該動物飼養施設を設置している者に対し、期限を定めて改善を勧告し、又は命ずることができる。



### 第3節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第43条 住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他騒音の防止を図る必要がある区域であつて、市長が指定する区域内において、規則で定める特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を伴う建設工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
  - (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
  - (4) 騒音又は振動の防止の方法
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該特定建設作業を伴う建設工事を行う者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び命令)

第44条 市長は、前条第1項の規定により指定した区域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分ごとに市長が定める基準に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該特定建設作業を伴う建設工事を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(特定建設作業の周知義務)

第45条 特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業を行おうとする周辺の住民に対し、その内容、期間並びに騒音、振動防止の方法等について説明し、周知しなければならない。

### 第4節 自動車等に関する規制

(運転者等の責務)

第46条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項及び同条第3項に規定する自動車及び原動機付自転車(以下「自動車」という。)の運転者及び所有者(以下「運転者等」という。)は、その自動車の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車からみだりに排出ガスを排出し、又は騒音を発生させないように努めなければならない。

- 2 運転者等は、自動車を運転するときは、物の転落又は飛散を防止するため、被覆等の必要な装備をしなければならない。
- 3 何人も、公の土地の所有者又は管理者の承諾なしに相当の期間にわたり自動車及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第11項の2に規定する自転車を放置してはならない。

(放置車両に係る取扱い)

- 第 47 条 市長は、前条第 3 項の自動車及び自転車(以下「放置車両」という。)の所有者に対し、当該放置車両の撤去その他必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。
- 2 市長は、所有者の確認ができない放置車両は、関係機関の協力を得て、当該放置車両を移動し、又は処分することができる。

#### 第 5 節 拡声機等に関する規制

(拡声機の使用の制限)

- 第 48 条 商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域、その他静穏の保持を必要とする区域であつて、市長が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。
- 2 航空機を利用して商業宣伝を行う者は、午後 5 時から翌日の午前 10 時までの間においては、拡声機を使用してはならない。
- 3 前 2 項に規定する場合のほか、商業宣伝を行う者は、拡声機の使用に当たっては、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。
- 4 市長は、前 3 項の規定に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(深夜における音響機器の使用の制限)

- 第 49 条 深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であつて、市長が指定する区域内において、設備を設けて客に飲食させる営業を営む者は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間においては、当該営業を営む場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が防音措置を講ずること等により当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。
- 2 前条第 4 項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

(夜間の静穏の保持)

- 第 50 条 何人も夜間(午後 9 時から翌日の午前 6 時まで)においては、道路その他の公共の場所においてみだりに附近の静穏を損なう行為をし、又はさせてはならない。

#### 第 4 章 雑則

(立入調査及び立入検査)

- 第 51 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場及び事業所、工事現場、建築物の敷地、動物飼養施設、その他の場所に立ち入らせ、機械、設備、建築物、関係書類その他の物件並びにその場所で行われる行為の状況を調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に指示若しくは指導をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反事業者名等の公表)

第52条 市長は、第32条、第42条、第44条第2項及び第48条第4項(準用する第49条第2項を含む。)の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表することができる。

(市民等への支援)

第53条 市長は、環境の保全に関する活動を促進するため、市内で組織する市民等の団体に対し、必要な措置を講ずることができる。

(報告の徴収)

第54条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、若しくは害するおそれのある者又はこれらの関係者に対して、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(和田山町民の環境をまもる条例及び朝来町環境保全条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 和田山町民の環境をまもる条例(昭和49年和田山町条例第1号)

(2) 朝来町環境保全条例(平成7年朝来町条例第28号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、和田山町民の環境をまもる条例又は朝来町環境保全条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までに、朝来市の区域に適用された環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第36条関係)

動物飼養施設設置の 規制区域	動物飼養施設の規制対象動物の種類及び飼養数
市全域	(1) 牛、馬又は豚 1頭以上 (2) めん羊又はやぎ 4頭以上 (3) 犬 10頭以上 (4) 鶏(30日未満のひなを除く。) 100羽以上 (5) あひる(30日未満のひなを除く。)又は七面鳥 50羽以上

## 第2節 計画の策定経過

### 1. 策定スケジュール

月日	内容
2019年 7月22日	第1回朝来市環境審議会 ●協議事項1. 計画の基本的事項について ●協議事項2. アンケート調査（案）について
2019年 8月8日～9月6日	アンケート調査票（市民1,000通、事業所100通）について、郵送により配布。
2019年 9月3日～9月12日	アンケート調査票（中学3年生245通）について、教育委員会を通じて朝来市内4中学校へ配布。
2019年 10月7日	第2回朝来市環境審議会 ●協議事項1. アンケート調査の結果について ●協議事項2. 地域の概況及び環境の現状と課題について ●協議事項3. 望ましい環境像と基本目標について
2019年 11月25日	第3回朝来市環境審議会 ●協議事項1. 第3次朝来市環境基本計画素案について
2019年12月24日～ 2020年1月23日	第3次朝来市環境基本計画素案の閲覧及び市民などの意見募集 ●意見数：10件（うち、計画への意見の反映：10件）
2020年2月17日	第4回朝来市環境審議会 ●協議事項1. 計画案の主な変更点 ●協議事項2. 計画素案へのパブリックコメント意見に対する市の考え

## 2. 朝来市環境審議会委員名簿

【委員】

任期:2019年7月22日~2021年7月21日

区分	氏名	所属・役職	備考
知識経験を有する者	山村 充 <sup>※</sup>	兵庫県立大学 環境人間学部教授	会長
	山畠 操	朝来市立梁瀬中学校 教頭 朝来市中学校環境教育担当者代表	
	服部 保	兵庫県立南但馬自然学校長 兵庫県立大学 名誉教授	
	岡田 純	特定非営利法人 日本ハンザキ研究所理事長	
	有末 圭一	関西電力株式会社 送配電カンパニー兵庫支社 担当部長（但馬）	
住民を代表する者	中村 八郎	朝来市連合区長 会長	
	柴本 修	朝来市保健衛生推進協議会長	副会長
	早草 田鶴子	朝来市いづみ会 会長	
	松原 高晴	公募委員	
	関 綾乃	公募委員	
事業者を代表する者	西垣 隆	朝来市商工会長	
	伊藤 明美	朝来市商工会 女性部長	
	長谷川 直大	たじま農業協同組合 和田山総合営農生活センター長	
	井上 利之	朝来森林組合代表理事組合長	
関係行政機関の職員	足立 武彦	南但広域行政事務組合次長兼環境課長	
	津田 稔	但馬県民局地域政策室室長補佐兼環境課長	

※:2020年3月31日までの任期。

【事務局】

氏名	所属・役職
北垣 利晃	市民生活部長
中島 浩之	市民生活部 市民課付課長
足立 篤司	市民生活部 市民課 課長補佐
奥 ゆかり	市民生活部 市民課 生活環境 係長

# 第3節 アンケート調査結果

## 1. 市民アンケート調査結果

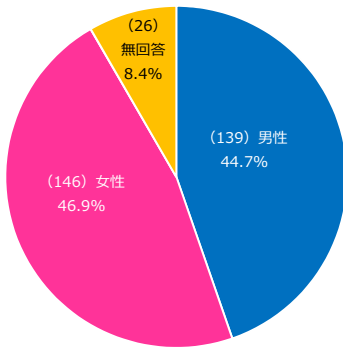
### ～調査概要～

- 【調査対象】 1,000人
- 【調査方法】 郵送による配布、回収
- 【調査期間】 2019年8月8日(木)～9月6日(金)
- 【回収状況】 配布数：1,000通 回収数：311通 (回収率：31.1%)

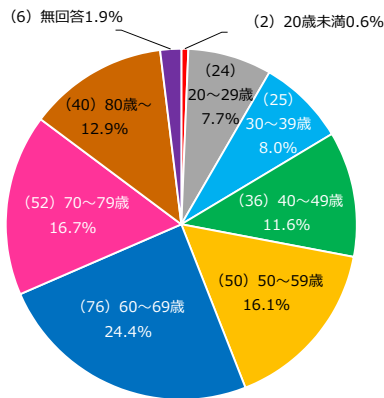
問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。(単一回答)

【n=311】

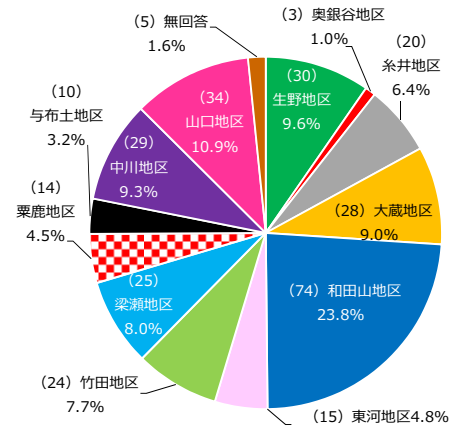
#### 【性別】



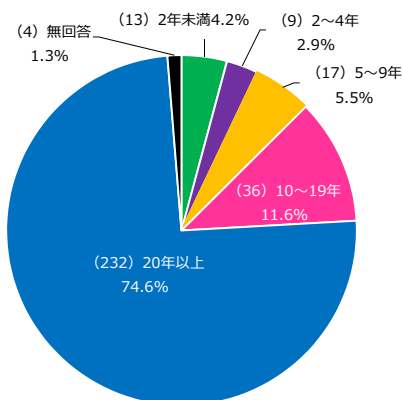
#### 【年齢】



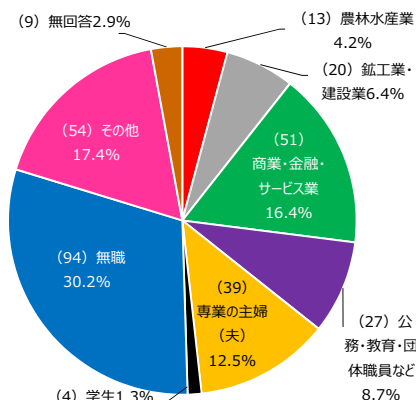
#### 【居住地域】



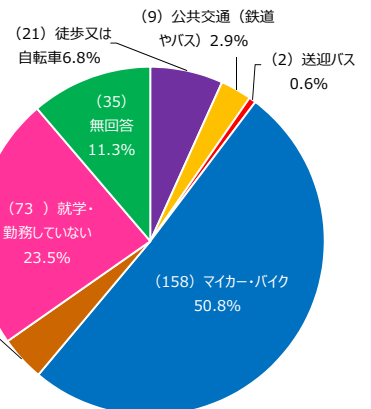
#### 【居住年数】



#### 【職業】

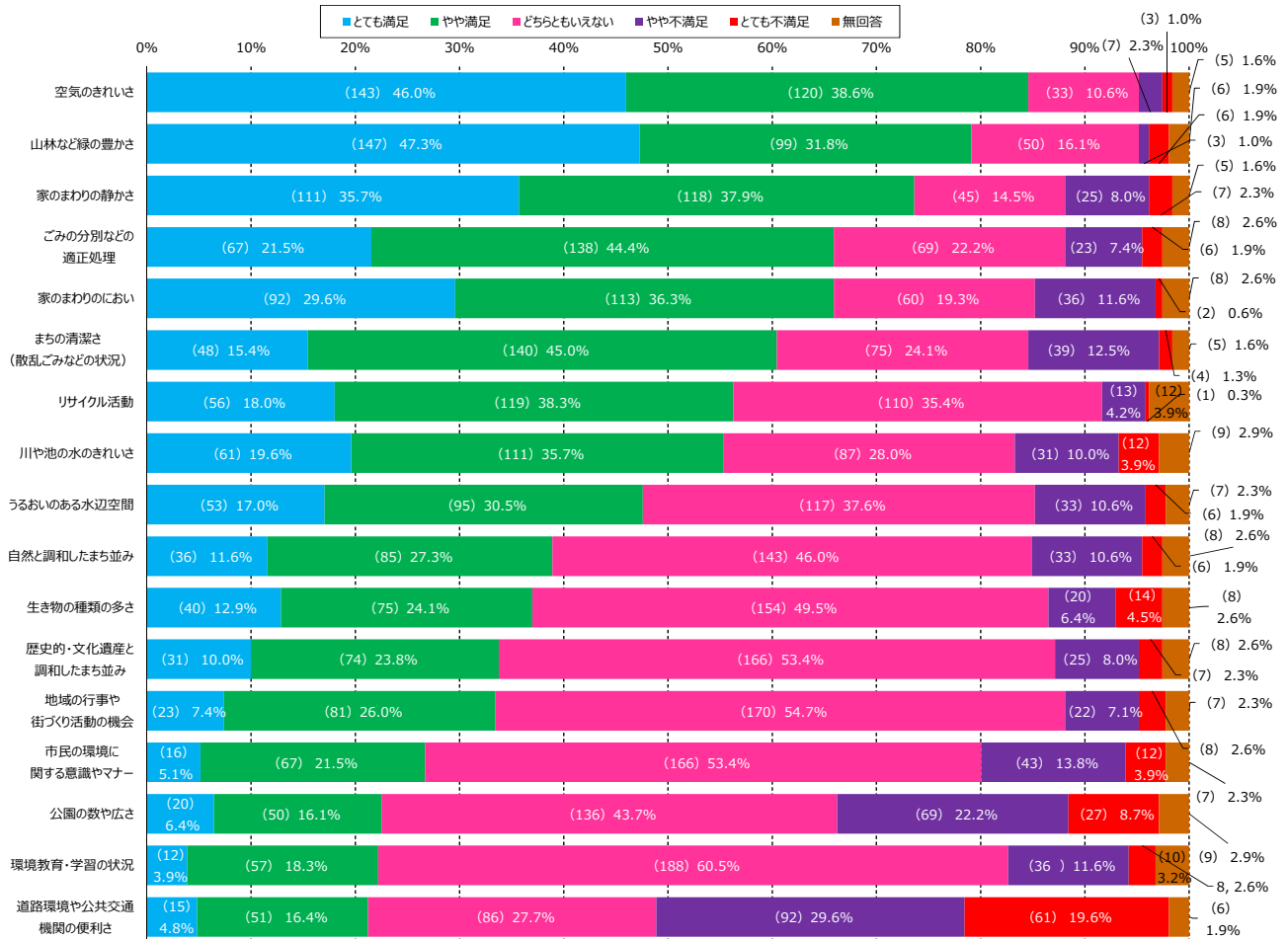


#### 【通勤・通学の主な交通手段】

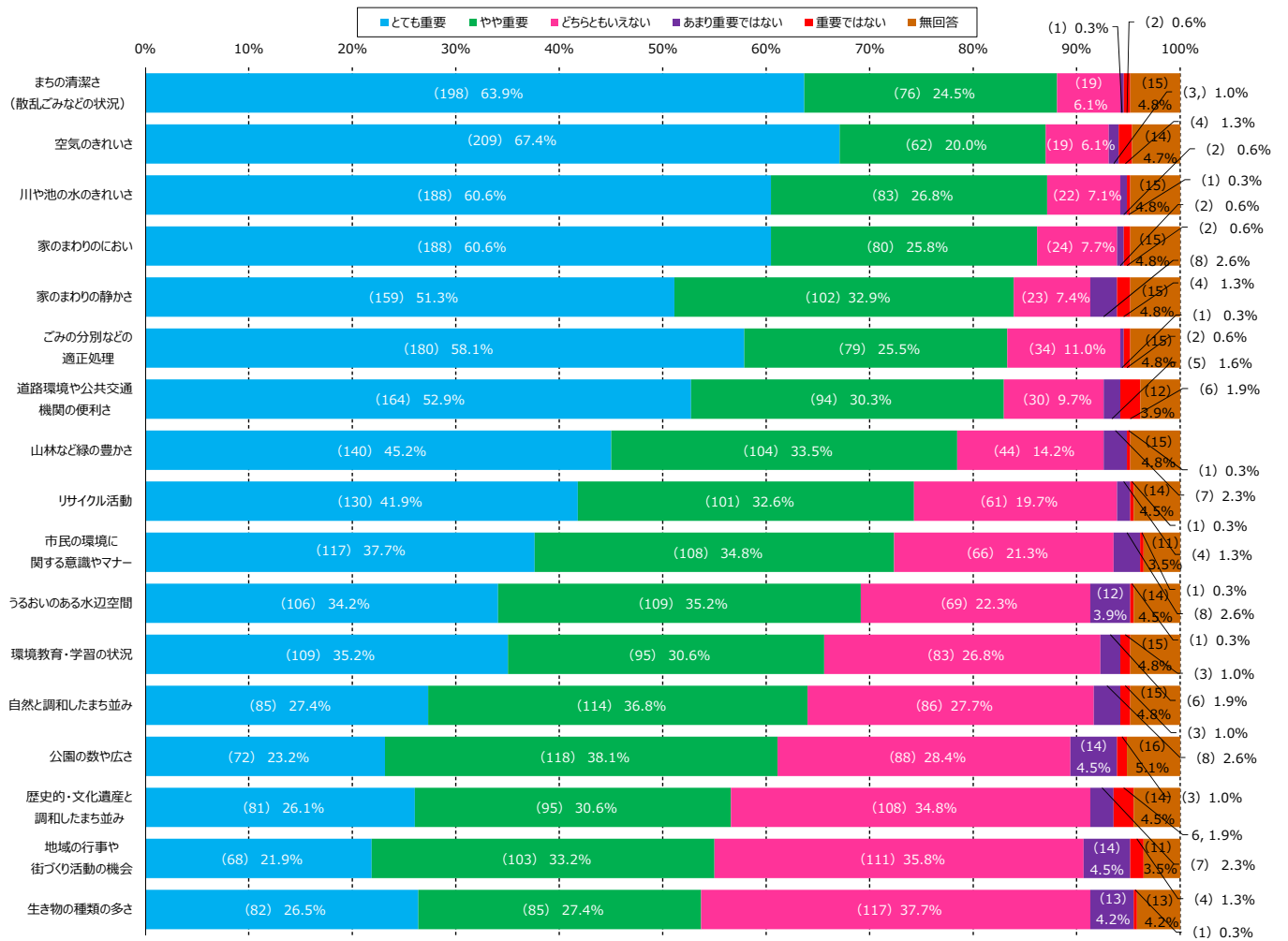


問 2 あなたは、お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の朝来市全体の環境にとって、どの程度重要だと思われるか。(単一回答) 【n=311】

【満足度】



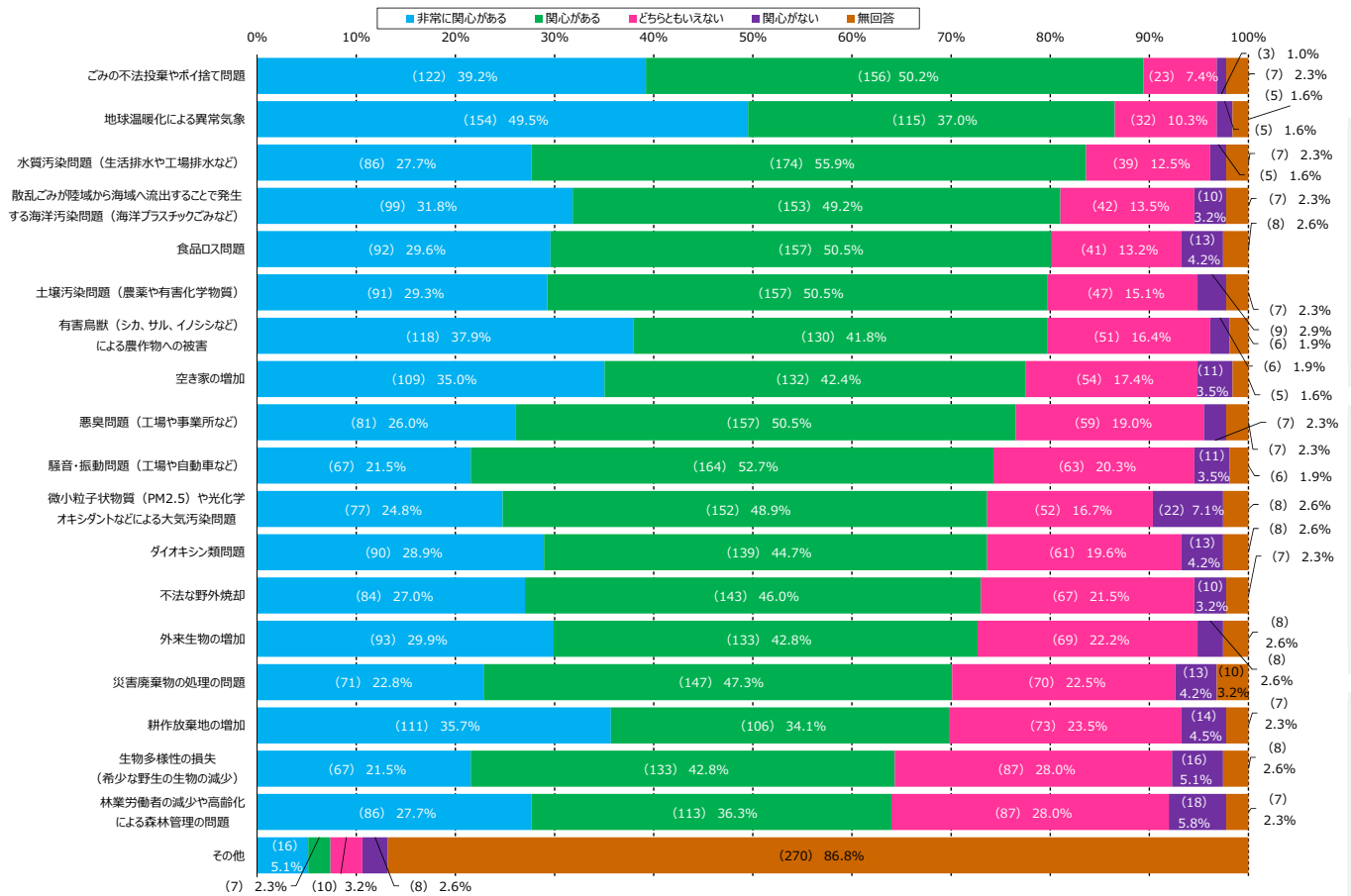
## 【重要度】





問3 あなたは、環境問題について、どの程度関心がありますか。(単一回答)【n=311】

【関心度】



第1章

第2章

第3章

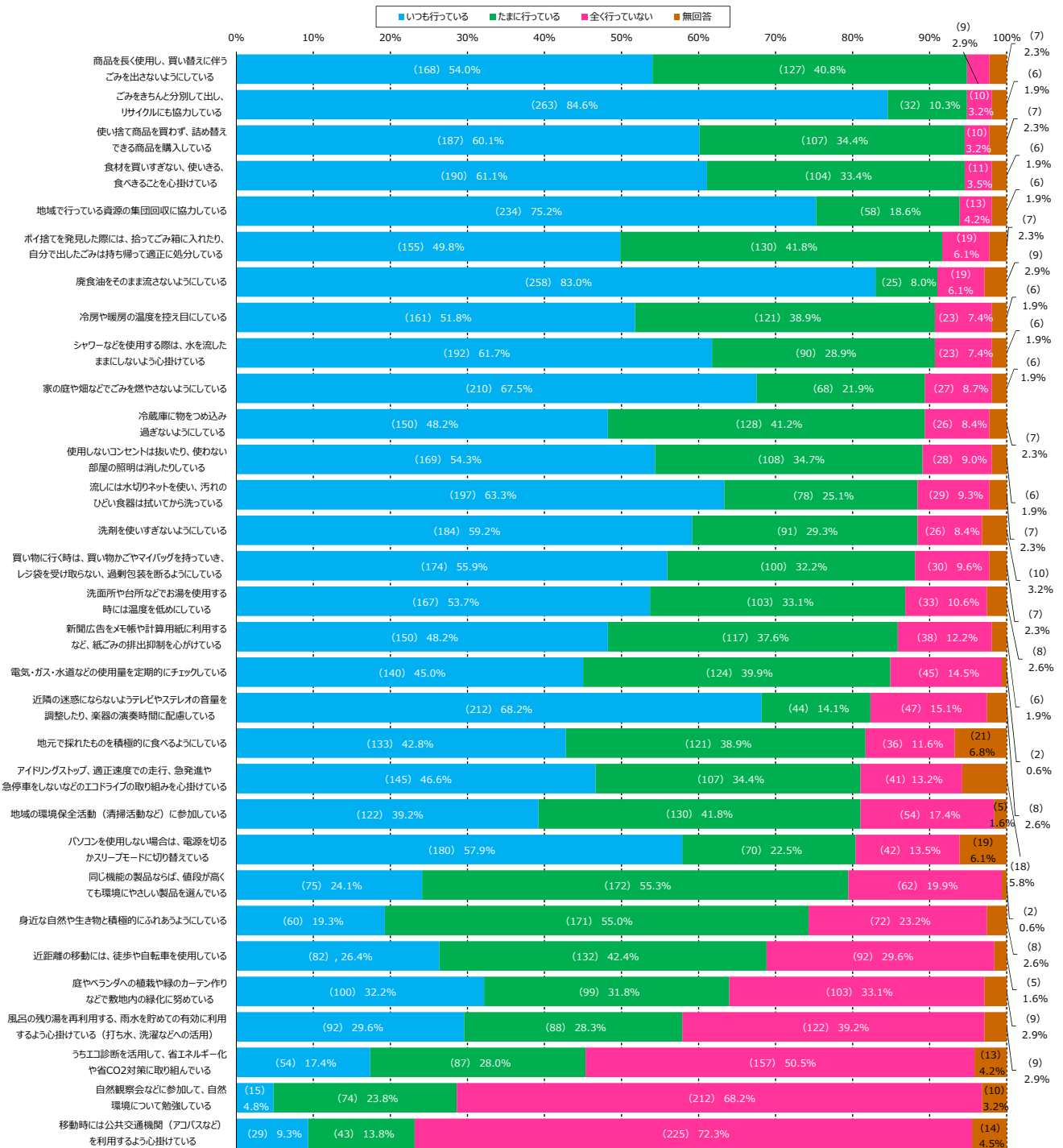
第4章

第5章

問4 あなたは、環境にやさしい行動を、日頃どの程度実施していますか。(単一回答)

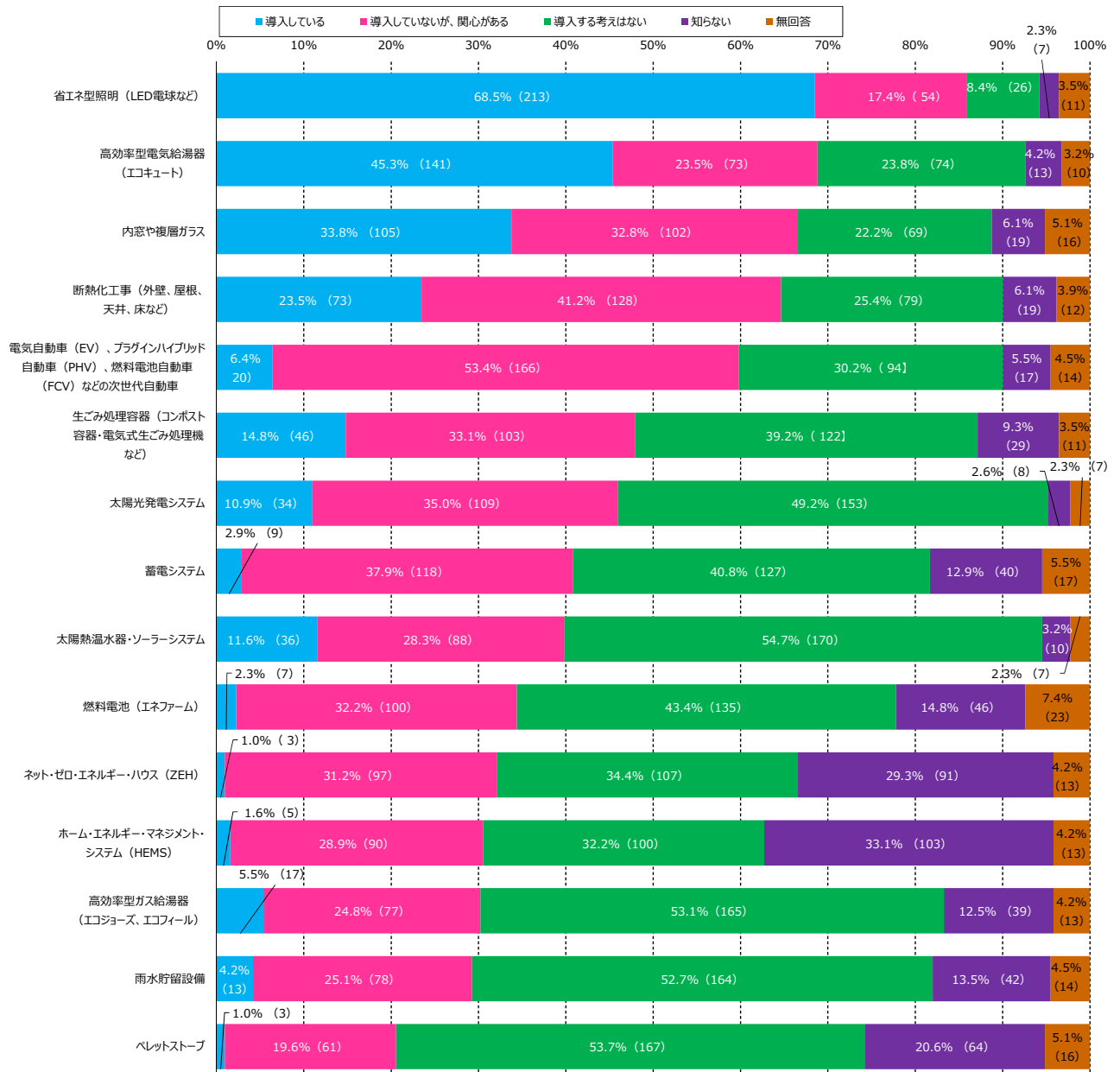
【n=311】

【取り組み状況】

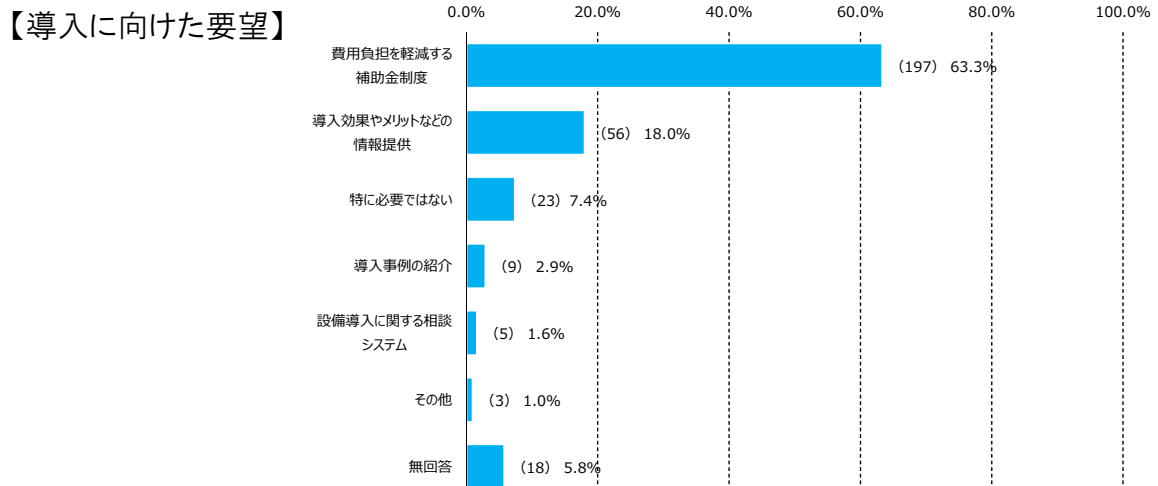


問5 あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。(単一回答) 【n=311】

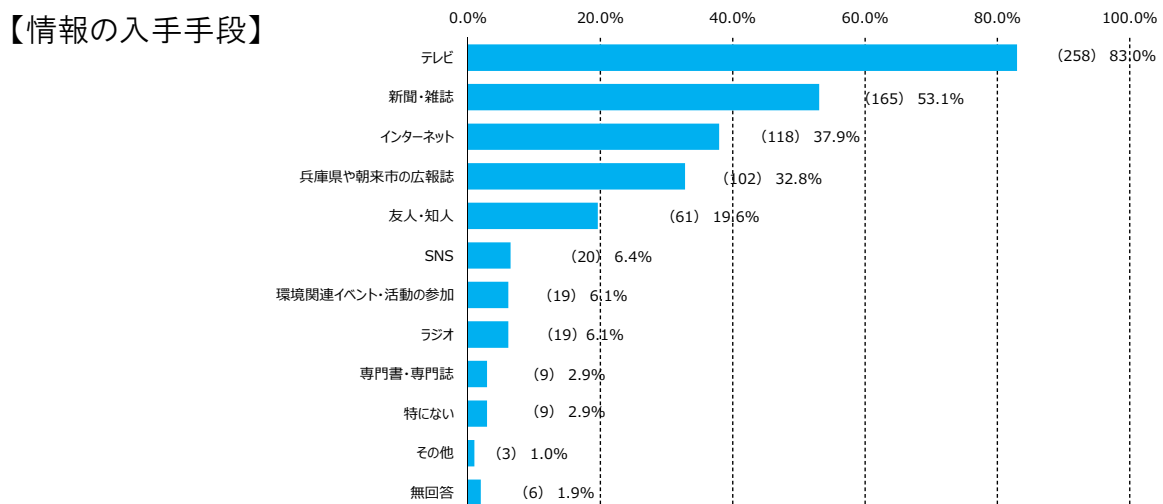
【導入状況】



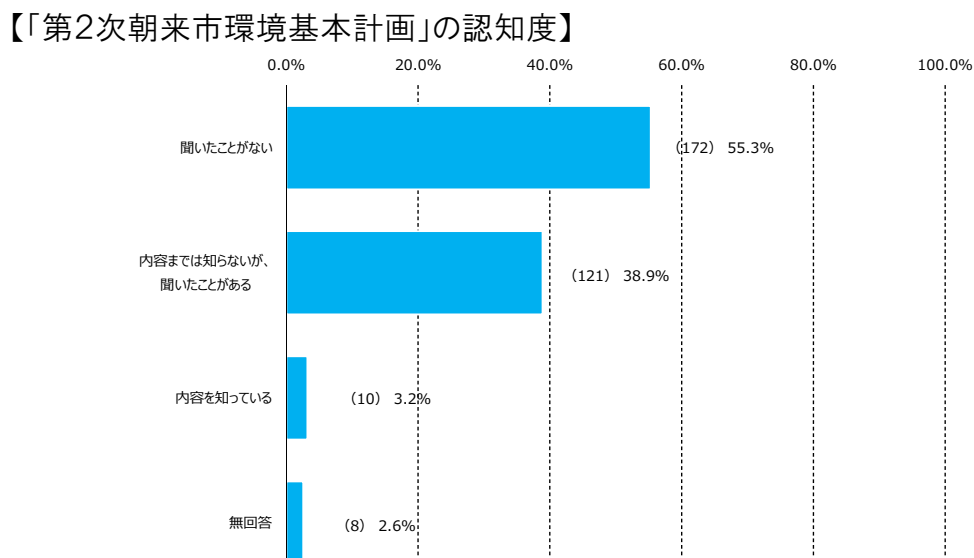
問 6 あなたは、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するに当たって、どのような支援があれば有効だと思いますか。(単一回答) 【n=311】



問 7 環境に関する情報を主にどこから入手していますか。(複数回答) 【n=311】

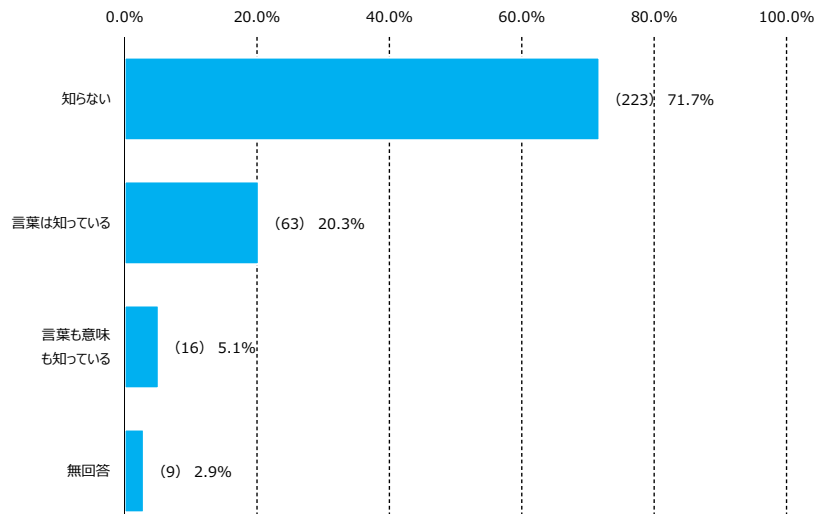


問 8 朝来市では、2015年3月に「第2次朝来市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する取り組みを進めています。あなたは、「第2次朝来市環境基本計画」を知っていますか。(単一回答) 【n=311】



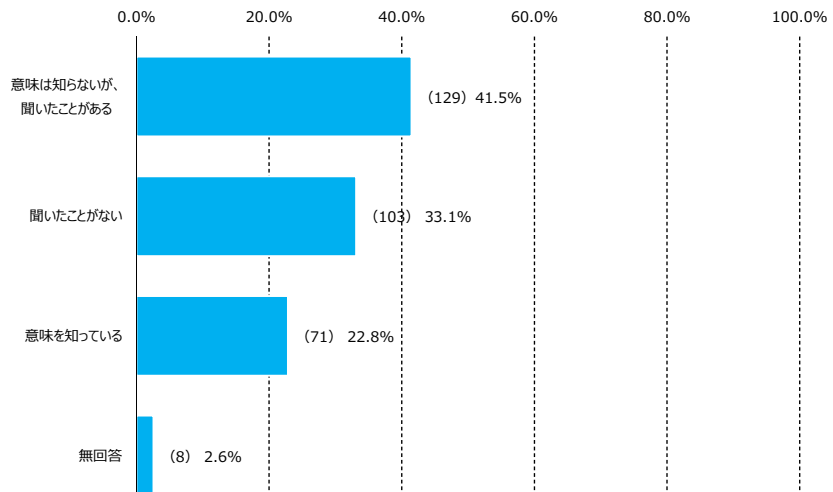
問9 あなたは、2015年の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するために、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標である「SDGs」という言葉を知っていますか。(単一回答) 【n=311】

【「SDGs(持続可能な開発目標)」の認知度】



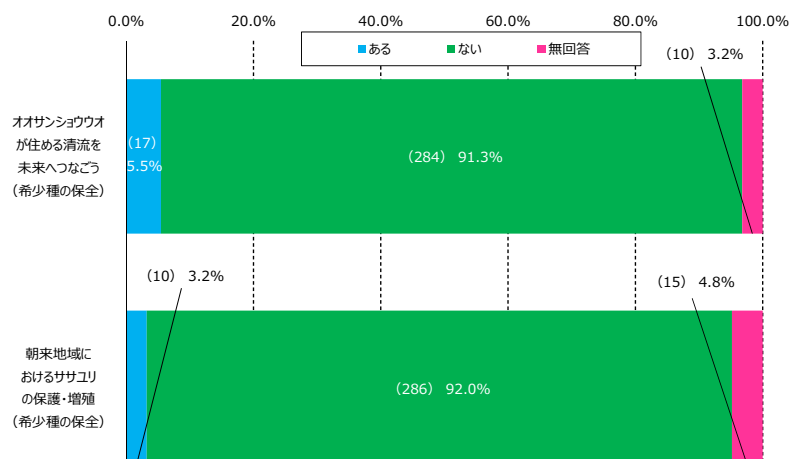
問10 あなたは、生物多様性という言葉を知っていますか。(単一回答) 【n=311】

【生物多様性の認知度】

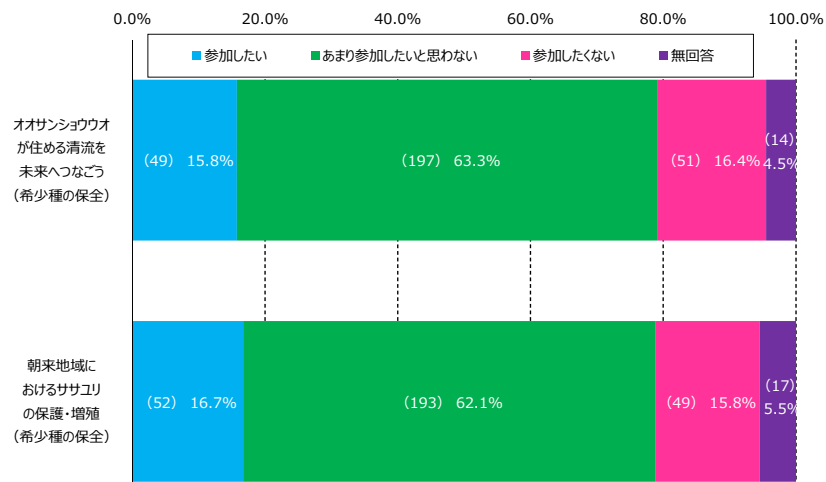


問11 あなたは、朝来市で生物多様性に関する市民活動に参加したことはありますか。また、今後参加したいと思いますか。(単一回答) 【n=311】

【市民活動への参加経験】

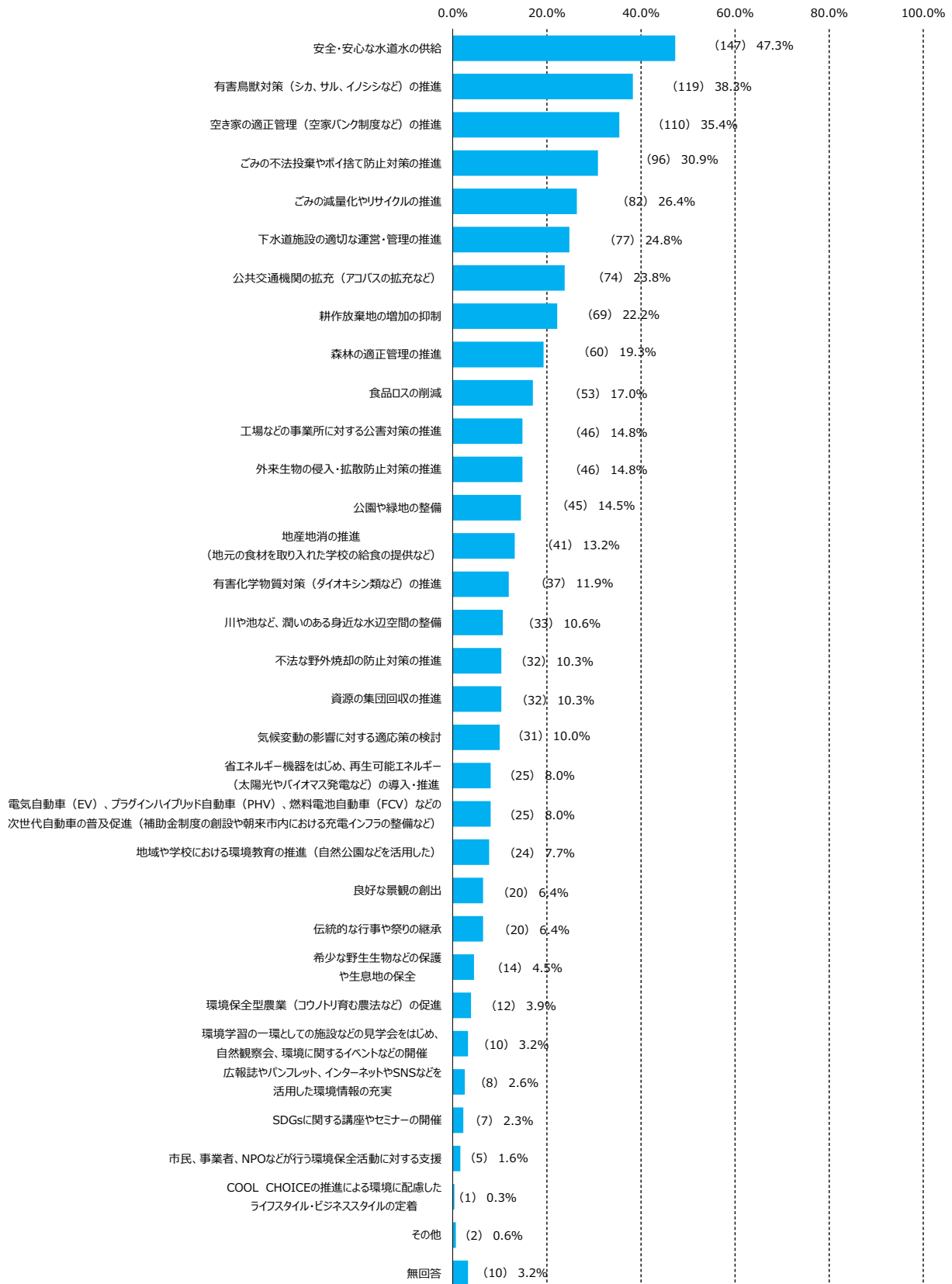


## 【市民活動への今後の参加意向】



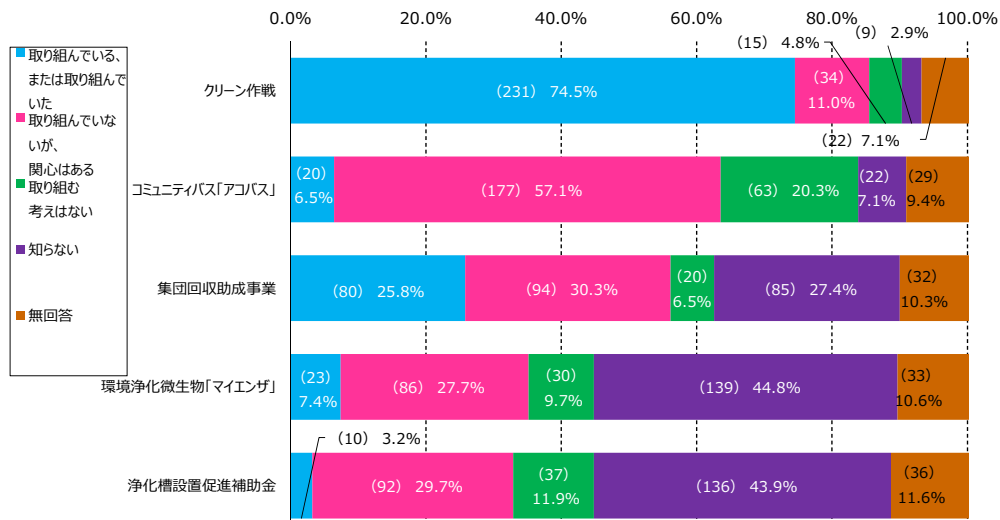
問 12 あなたは、より良い環境を目指していく中で、市役所の取り組みとして、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答) 【n=311】

【市役所が力を入れるべき分野】



問 13 あなたは、より良い環境を目指していく中で、市役所の取り組みとして、どのような分野に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答) 【n=311】

【取り組んでいるもの】



問 14 あなたが思う、朝来市で将来も残したい、大切にしたい自然や歴史的・文化的遺産はありますか。(自由記述) 【n=311】

【自然や歴史的・文化遺産】

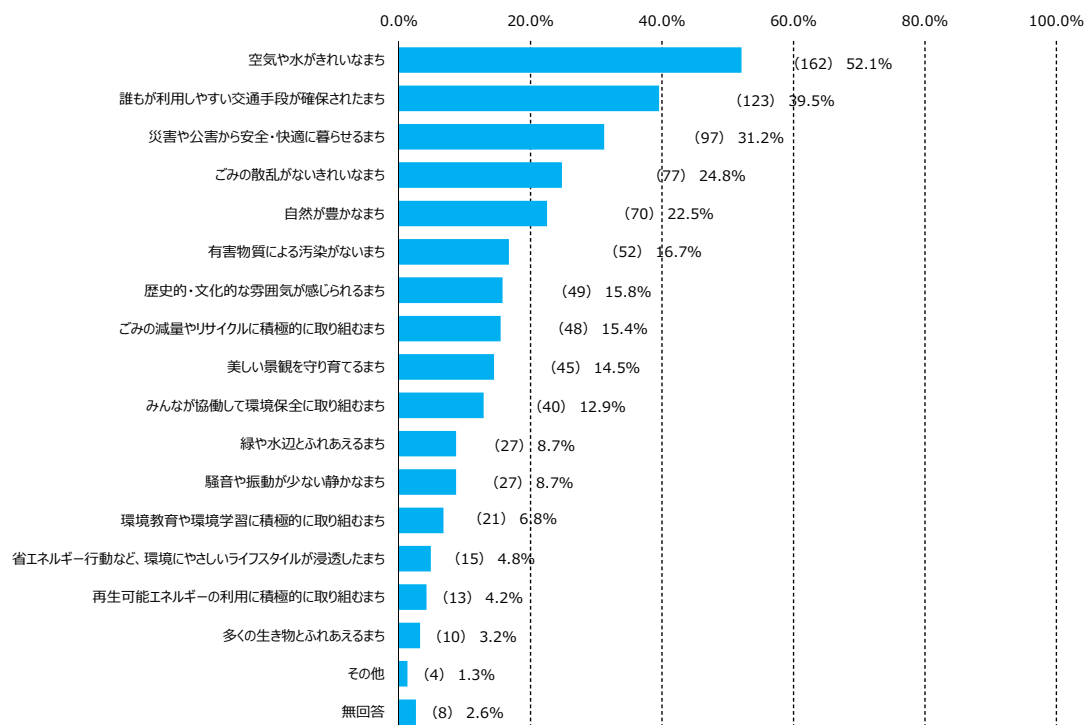
自然(山、川、池など)で多く挙げられたものとしては、円山川、粟鹿山、糸井川、糸井溪谷、黒川、市川、糸井の大カツラなどであった。また、山、川、自然などの意見も見受けられた。

歴史的・文化的遺産(神社、寺、史跡、建築物、祭りなど)で多く挙げられたものとしては、竹田城跡、生野銀山であった。また、粟鹿神社、赤淵神社、石部神社、神子畑選鉱所、寺内ざんざか踊り、各地の秋祭りなどの意見も見受けられた。



問 15 あなたは、朝来市が今後、環境保全に関する取り組みを進める上で、どのようなまちを目指すべきだと思いますか。(複数回答) 【n=311】

【目指すべきまちの姿】



問 16 朝来市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。(自由記述) 【n=311】

主な内容としては、空き家対策、耕作放棄地、地域における美化活動(河川や道路等の除草)、河川の保全、公共交通機関、ごみの分別などについての意見が寄せられた。

## 2. 事業者アンケート調査結果

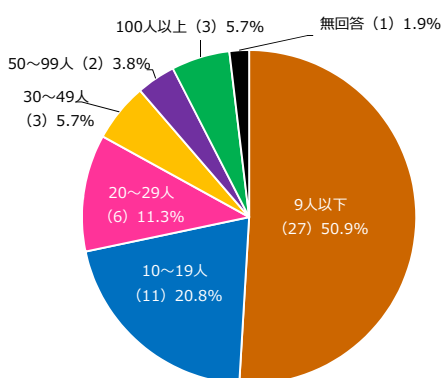
### ～調査概要～

- 【調査対象】 100 事業所
- 【調査方法】 郵送による配布、回収
- 【調査期間】 2019年8月8日（木）～9月6日（金）
- 【回収状況】 配布数：100通 回収数：53通（回収率：53.0%）

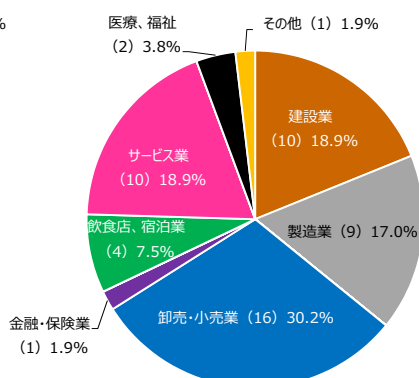
問1 事業所のことについてお尋ねします。（単一回答）

【n=53】

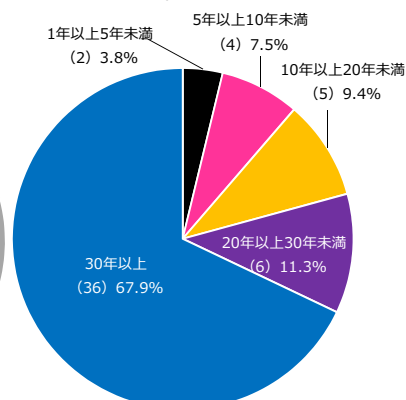
#### 【従業員数】



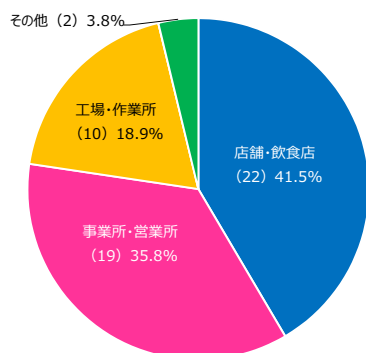
#### 【業種】



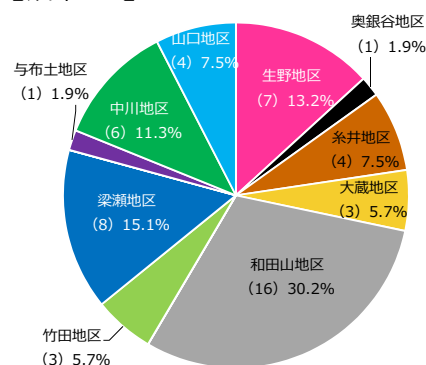
#### 【事業年数】



#### 【事業所形態】

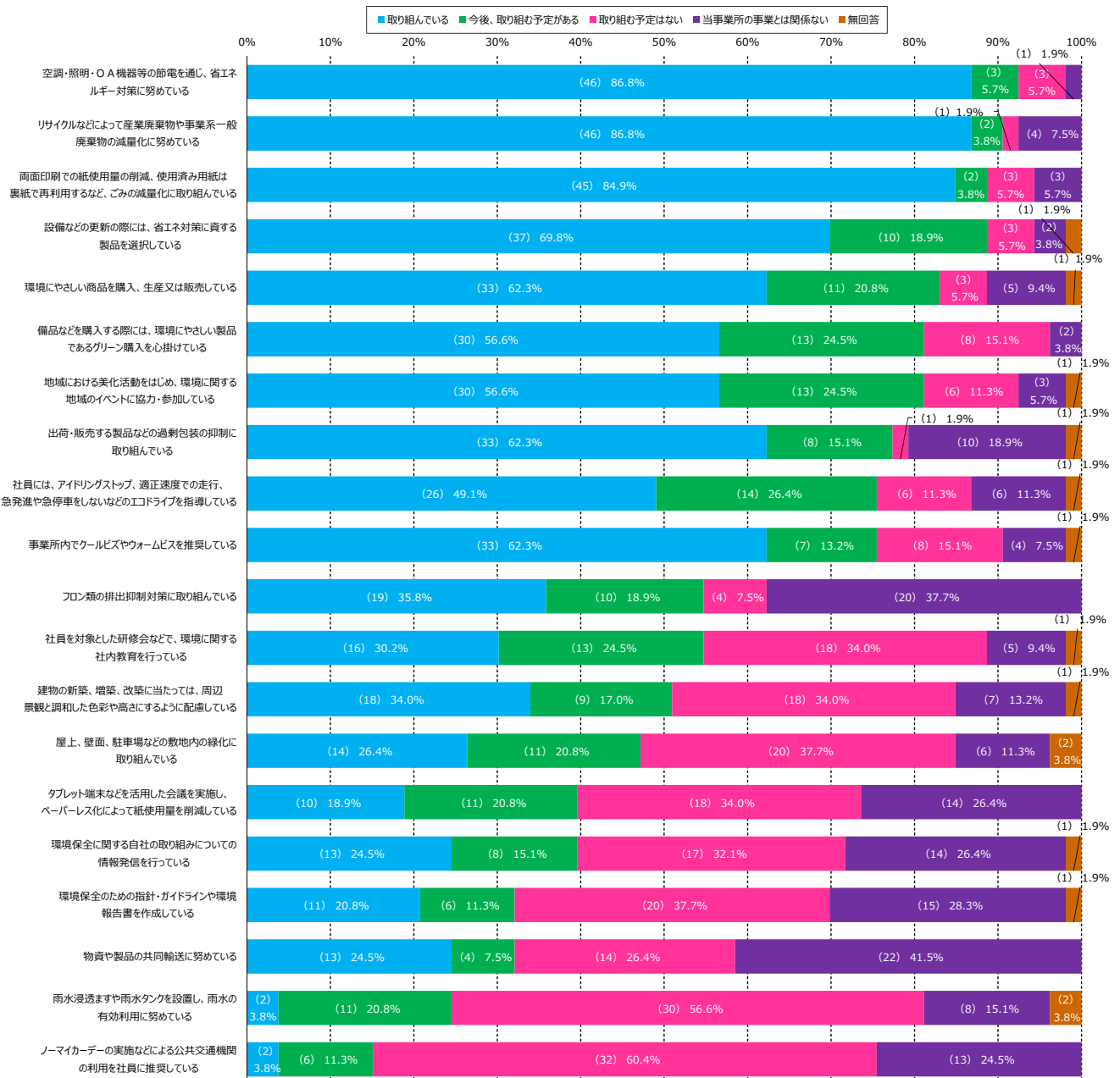


#### 【所在地】



問 2 貴事業所では、環境保全のためにどのような取り組みを実施していますか。(単一回答) 【n=53】

【取り組み状況】



第1章

第2章

第3章

第4章

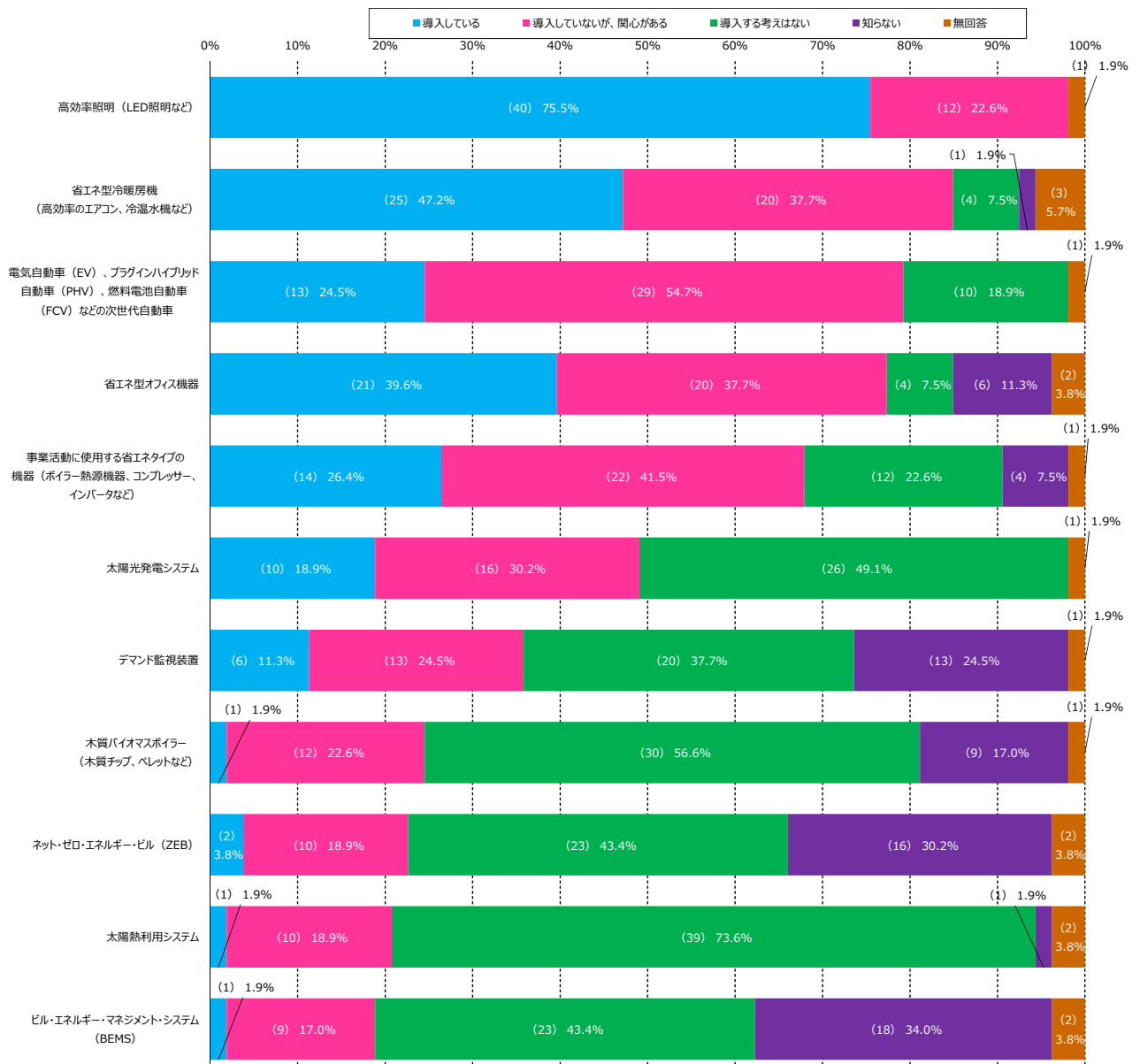
第5章

問3 貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。

(単一回答)

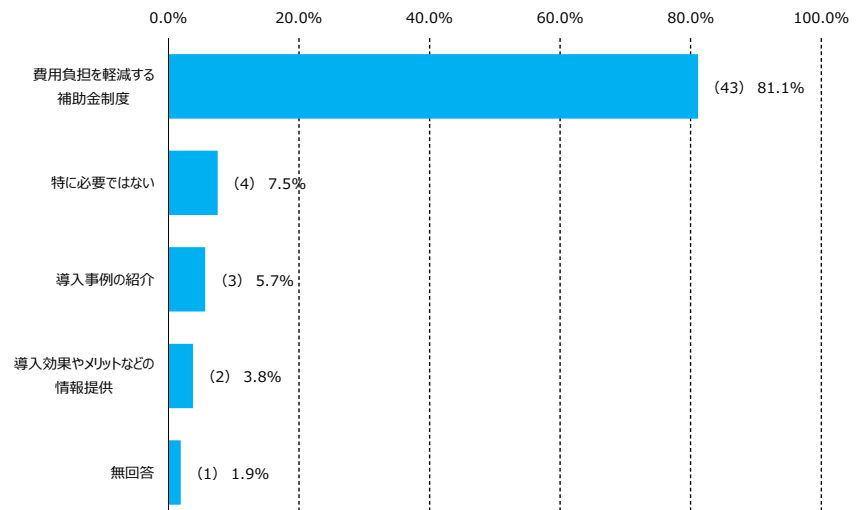
【n=53】

【導入状況】



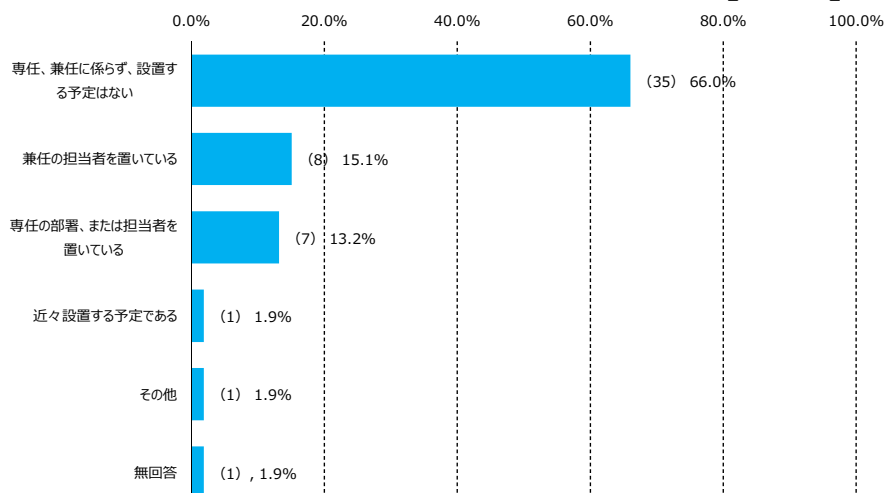
問4 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するに当たって、どのような支援があれば有効であると思いますか。(単一回答) 【n=53】

【導入に向けた要望】



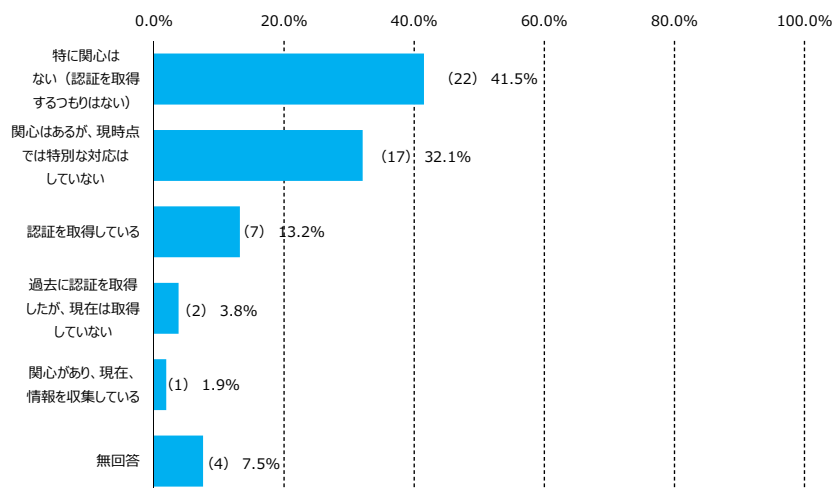
問5 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか。(単一回答) 【n=53】

【専門部署の設置状況】

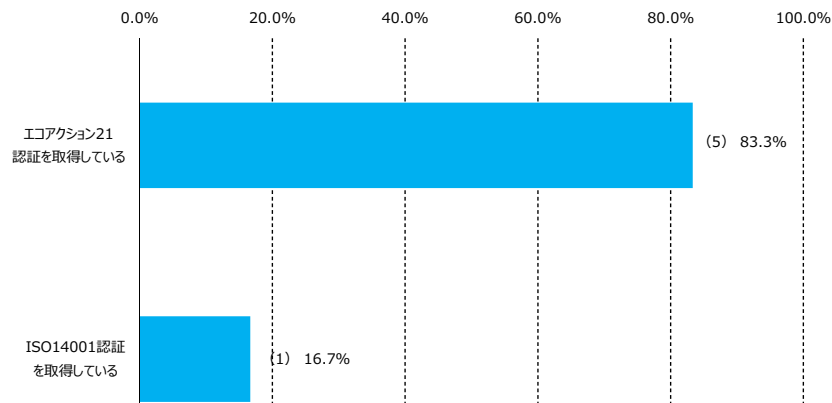


問6 貴事業所では、環境マネジメントシステム(ISO14001 やエコアクション 21 など)について、どのように取り組まれていますか。(単一回答) 【n=53】

【環境マネジメントシステムへの取り組み状況】

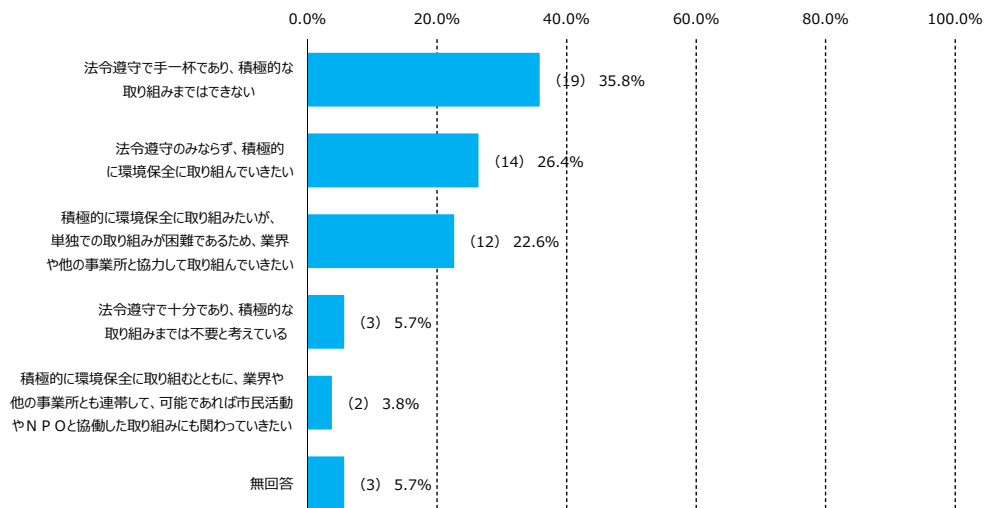


問 7 問 6 で、「認証を取得している」に○をつけた事業所の方にお聞きします。貴事業所では、どのような環境マネジメントシステムを取得していますか。(複数回答)【n=6】  
**【取得している環境マネジメントシステムの種類】**



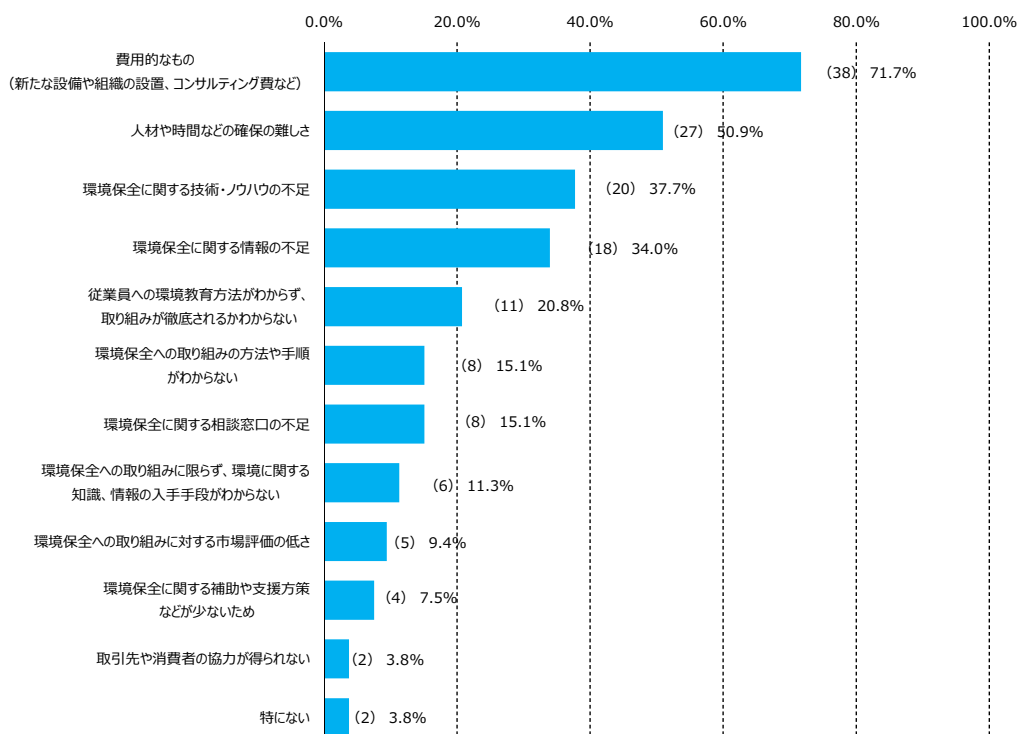
問 8 環境保全に向けた取り組みに当たり、貴事業所のお考えに最も近いものはどれですか。(単一回答)【n=53】

**【環境保全に対する考え方】**



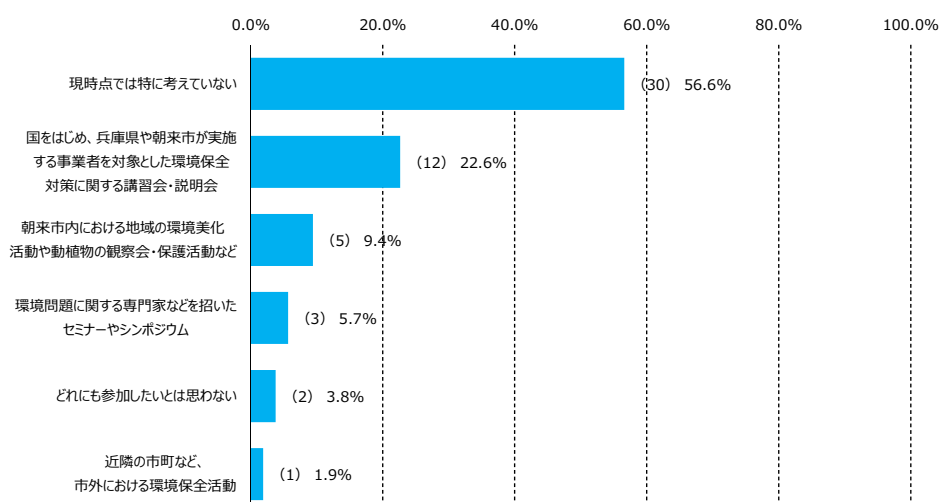
問 9 環境保全に向けた取り組みを進める上で問題・課題になることで、貴事業所のお考えに近いものはどれですか。(複数回答) 【n=53】

【環境保全に取り組む上での問題・課題】



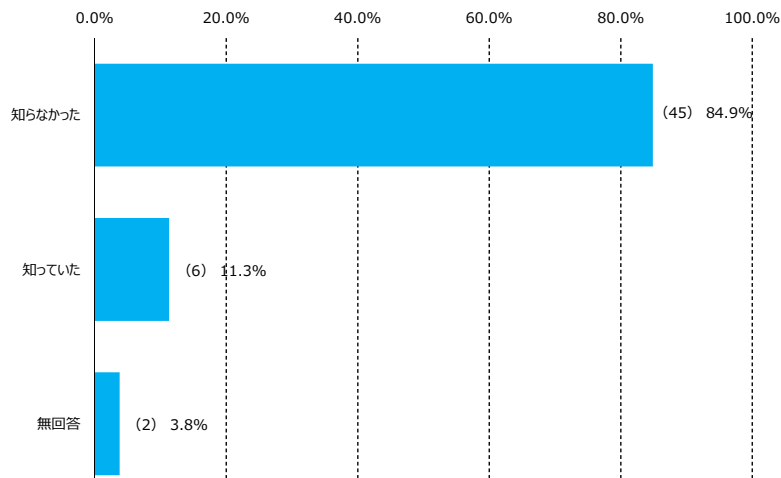
問 10 環境保全に関するセミナーや環境保全活動等に参加してみたいですか。(単一回答) 【n=53】

【セミナーや活動等への参加意向】



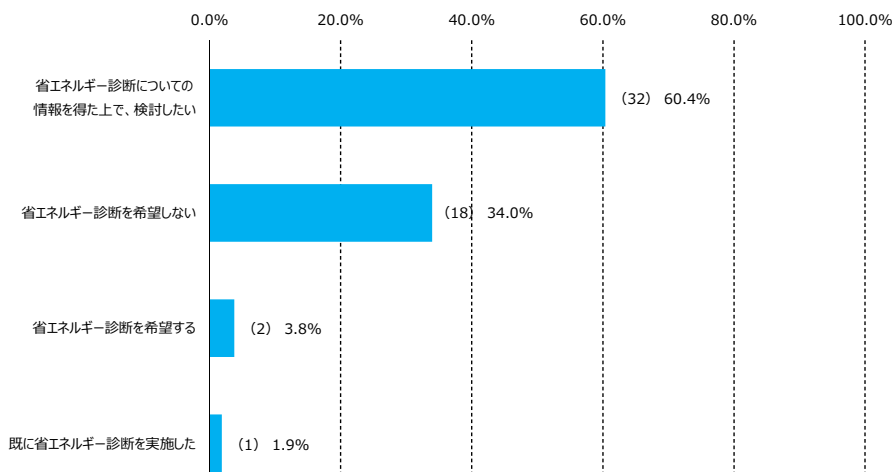
問 11 (一財)省エネルギーセンターが実施している「無料省エネ診断サービス」をご存知  
 ですか。(単一回答) 【n=53】

【「無料省エネ診断サービス」の認知度】



問 12 「無料省エネ診断サービス」を実施したいと思いますか。(単一回答) 【n=53】

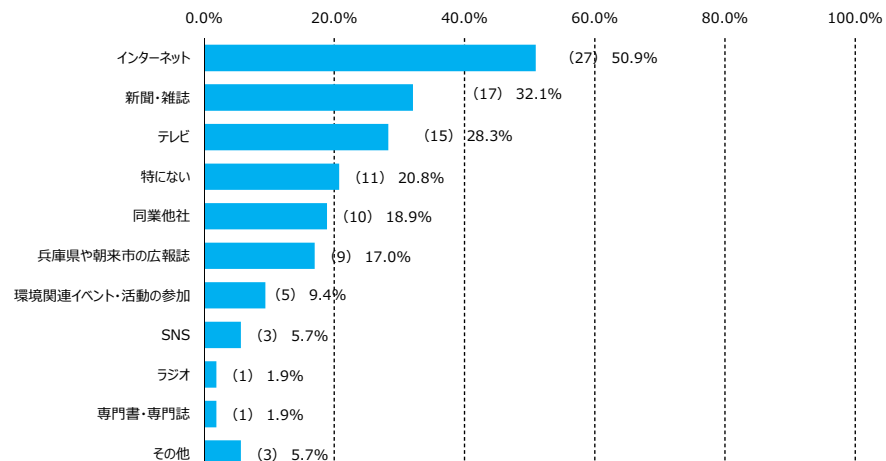
【「無料省エネ診断サービス」の実施意向】



問 13 貴事業所では、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。(複数回答)

【n=53】

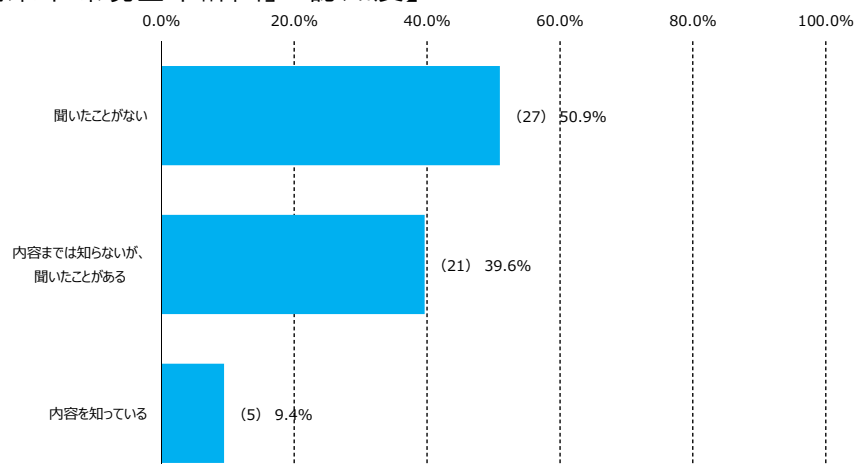
【情報の入手手段】





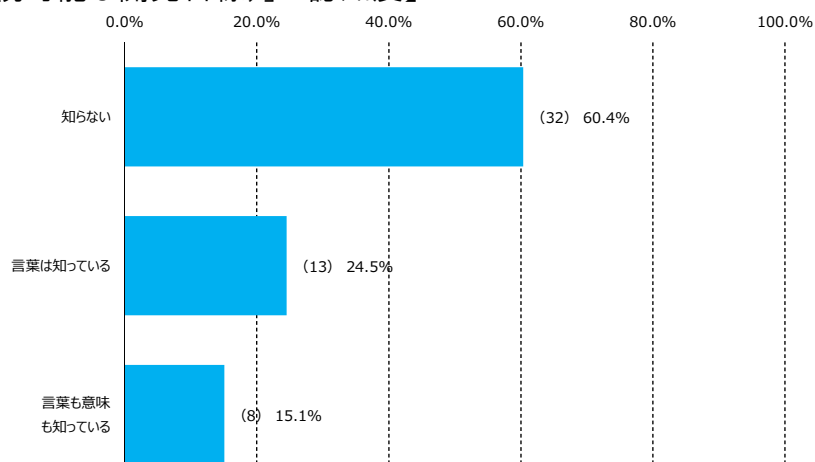
問 14 朝来市では、2015年3月に「第2次朝来市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する取り組みを進めています。貴事業所では、「第2次朝来市環境基本計画」について、どの程度認知していますか。(単一回答) 【n=53】

【「第2次朝来市環境基本計画」の認知度】



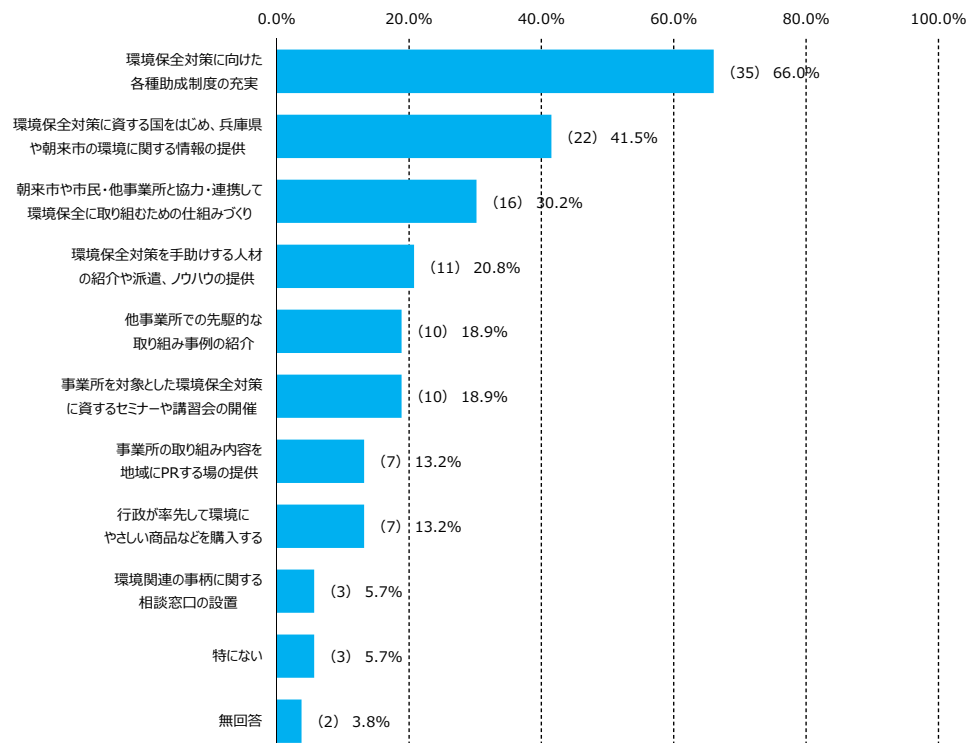
問 15 2015年の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するために、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」を普段の事業活動に取り入れる企業が増えています。貴事業所では、「SDGs(持続可能な開発目標)」について、どの程度認知していますか。(単一回答) 【n=53】

【「SDGs(持続可能な開発目標)」の認知度】



問 16 貴事業所では、自主的な環境保全への取り組みを推進していくために、行政にどのようなことを期待しますか。(複数回答) 【n=53】

【行政に期待すること】



問 17 朝来市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。(自由記述)

主な内容としては、森林整備、ごみの分別、オオサンショウウオなどについての意見が寄せられた。

### 3. 生徒アンケート調査結果

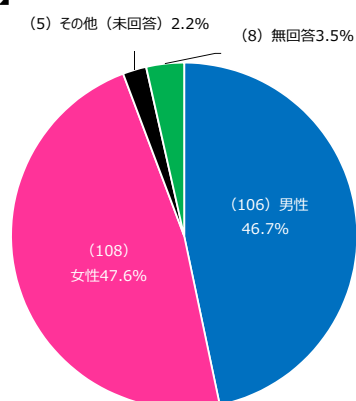
#### ～調査概要～

- 【調査対象】 245 人
- 【調査方法】 教育委員会を通じて配布、回収
- 【調査期間】 2019年9月3日（火）～9月12日（木）
- 【回収状況】 配布数：245通 回収数：227通（回収率：92.7%）

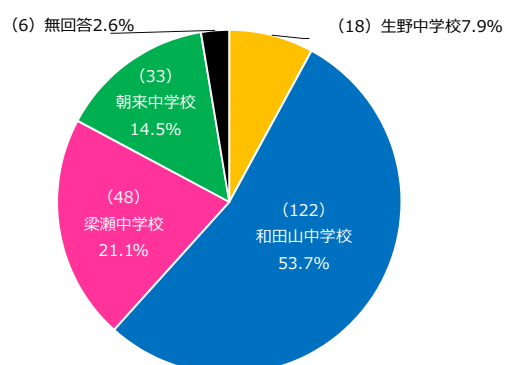
問1 あなたのことについて教えてください。（単一回答）

【n=227】

【性別】

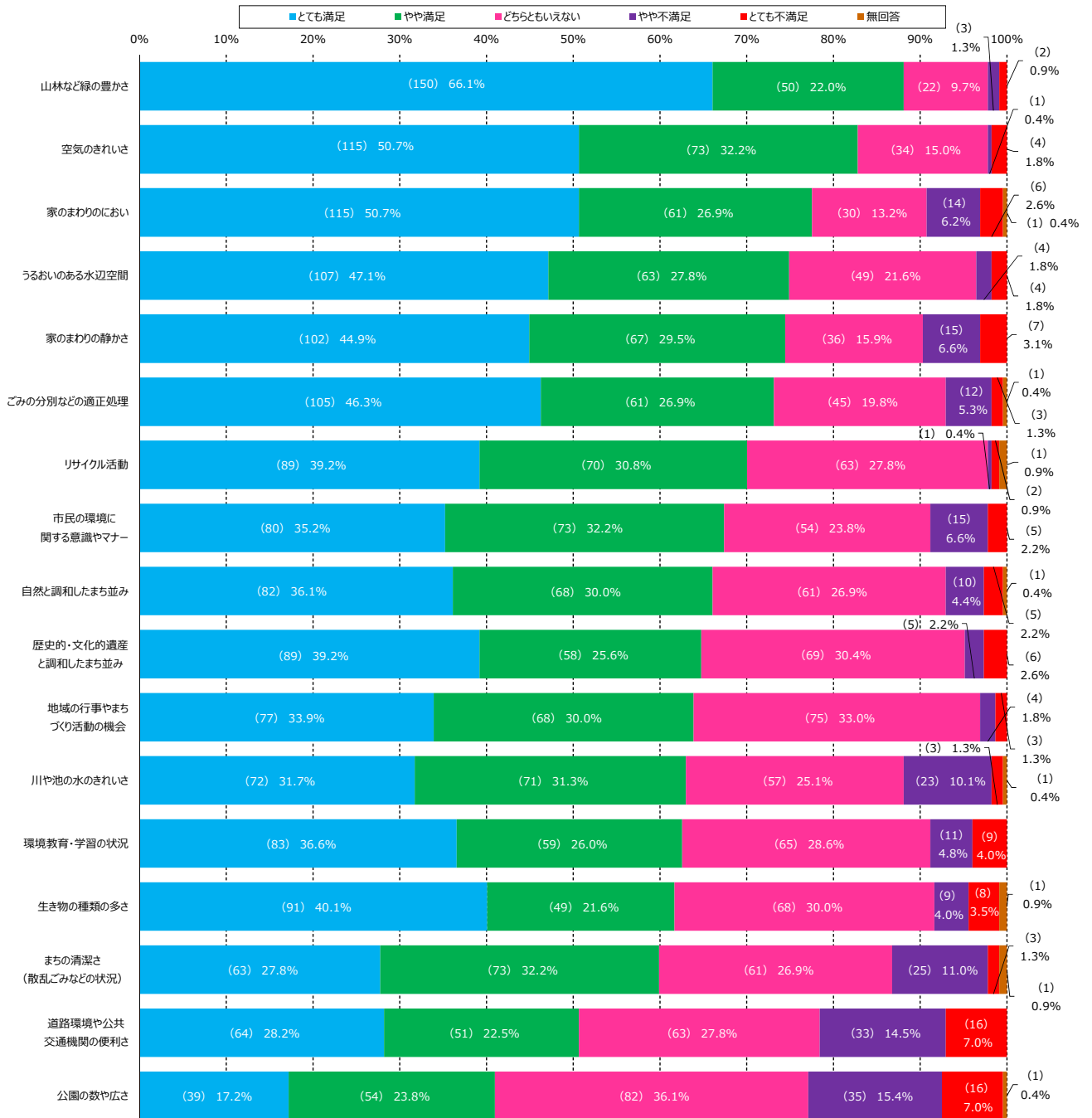


【学校】

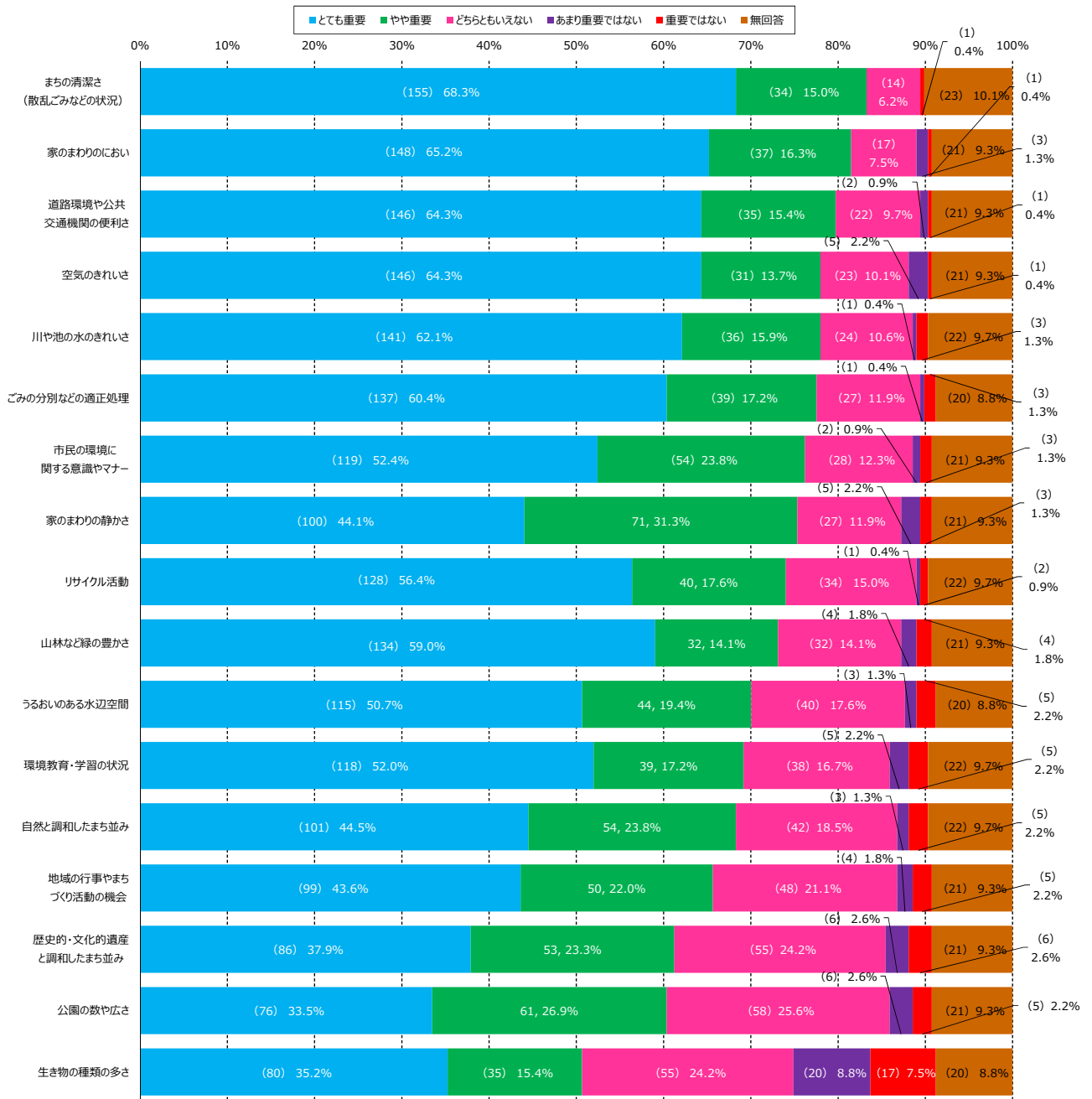


問 2 あなたは、お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の朝来市全体の環境にとって、どの程度重要だと思われるか。(単一回答) 【n=227】

【満足度】



## 【重要度】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

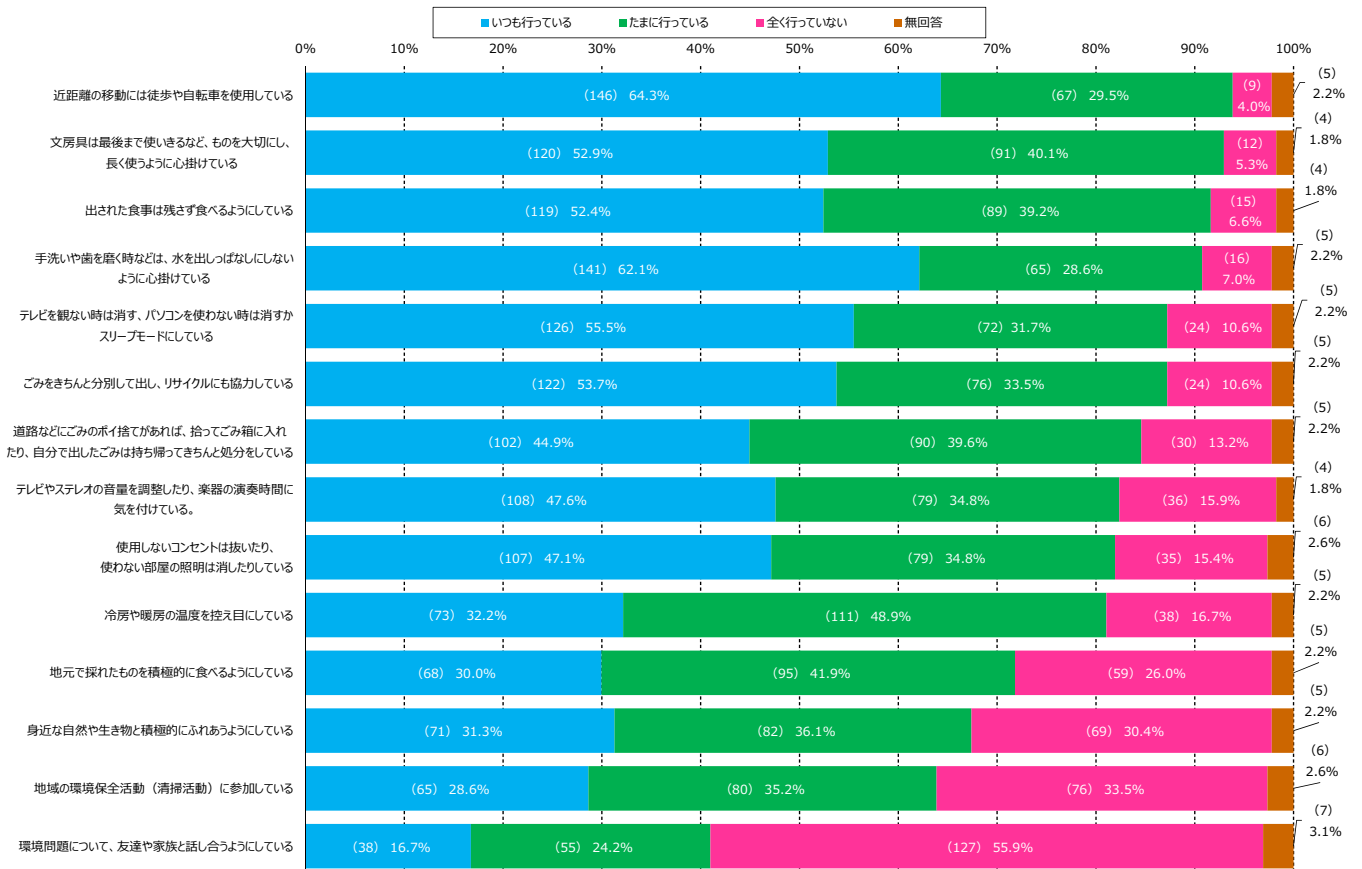
問3 あなたは、環境問題について、どの程度関心がありますか。(単一回答)【n=227】  
【関心度】



問 4 あなたは、環境にやさしい行動を、日頃どの程度行っていますか。(単一回答)

【n=227】

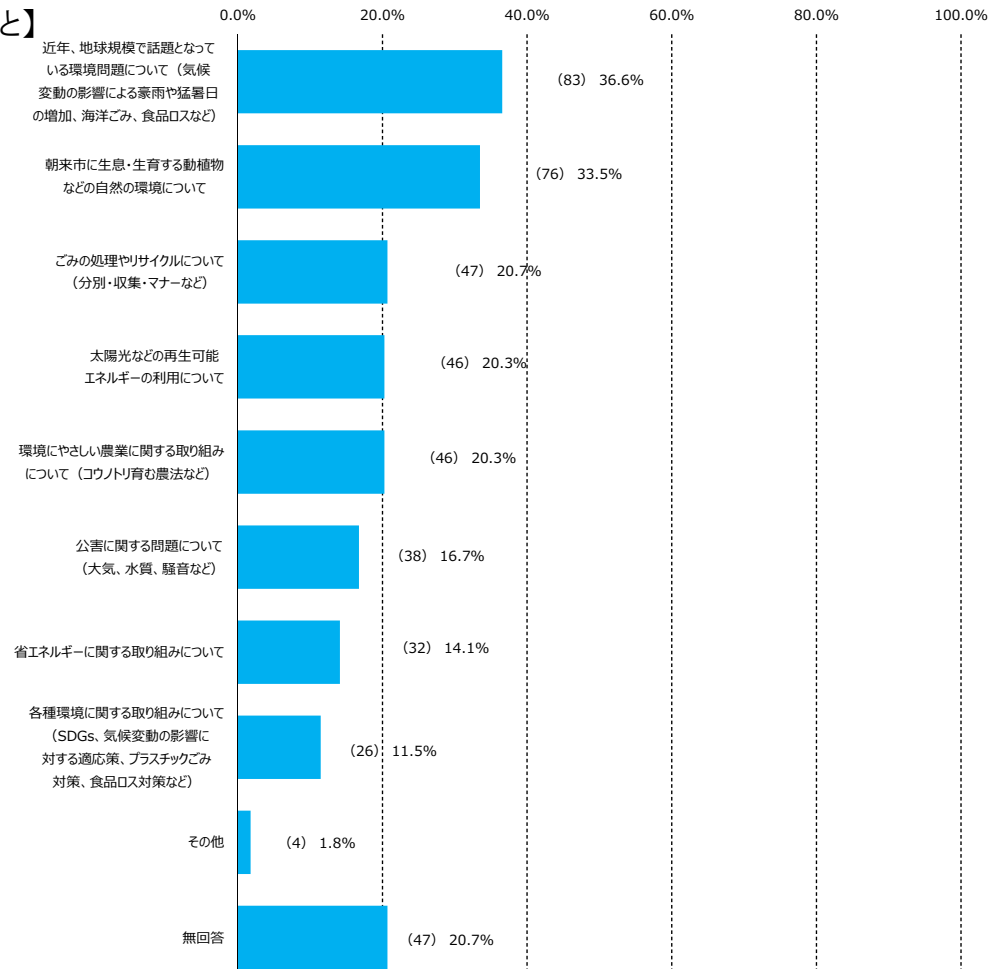
【取り組み状況】



問 5 あなたが、環境について学んでみたいと思うことはありますか。(複数回答)

【n=227】

【学んでみたいこと】

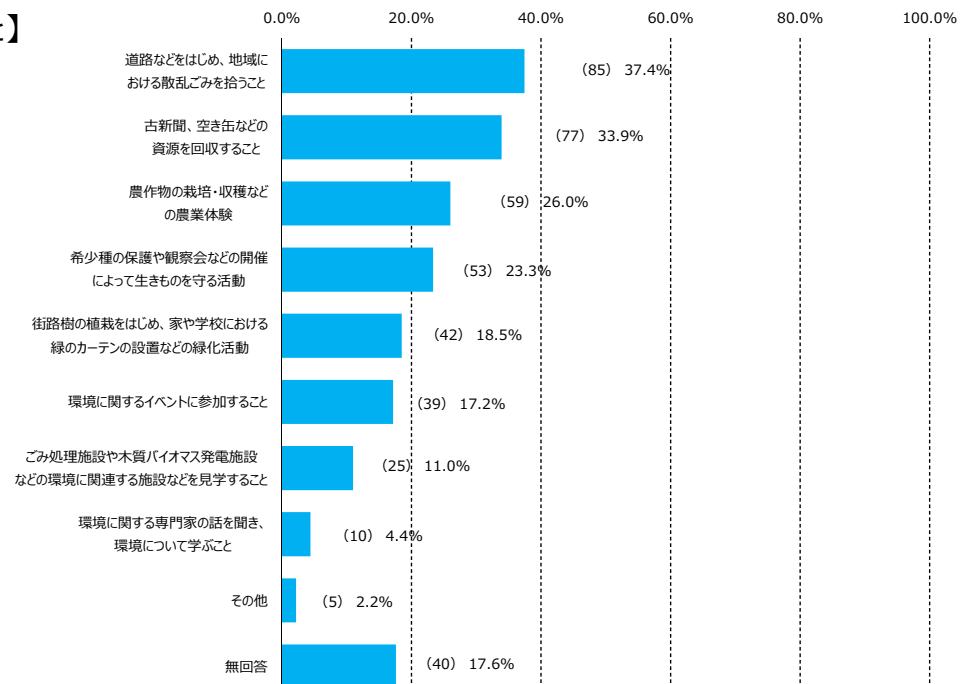


問 6 環境を守るために、あなた自身、または、みんなで行ってみたいことはありますか。

(複数回答)

【n=227】

【学んでみたいこと】





問7 あなたが思う、朝来市で将来も残したい、大切にしたい自然や歴史的・文化的遺産  
はありますか。(自由記述) 【n=227】

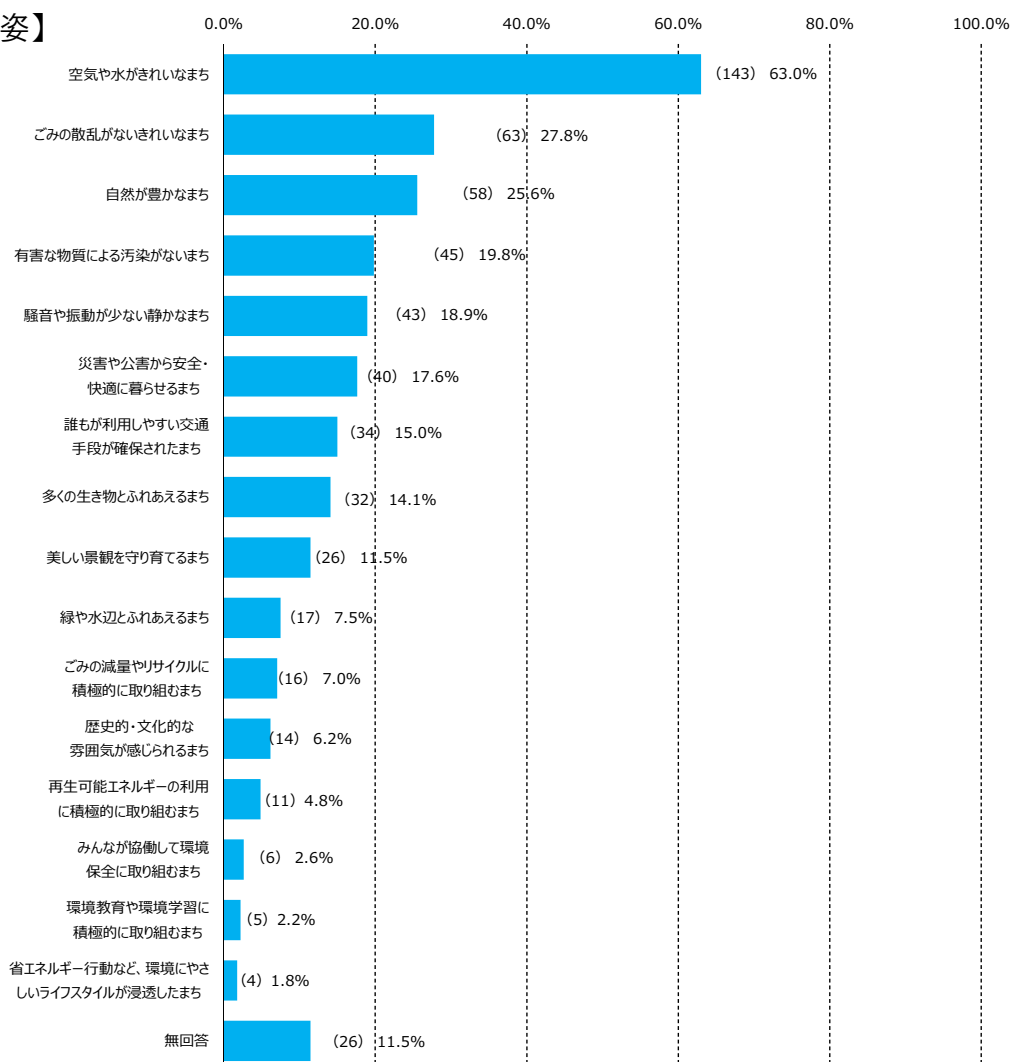
【自然や歴史的・文化遺産】

自然(山、川、池など)で多く挙げられたものとしては、円山川、粟鹿山、市川、糸井川、与布土川、糸井の大カツラの木などであった。また、山、川、池、自然などの意見も見受けられた。

歴史的・文化的遺産(神社、寺、史跡、建築物、祭りなど)で多く挙げられたものとしては、竹田城跡、生野銀山であった。また、粟鹿神社、赤淵神社、茶すり山古墳、地藏祭り、山東夏祭り、各地の秋祭りなどの意見も見受けられた。

問8 あなたは、朝来市が今後、環境保全に関する取り組みを進めることで、どのようなまち  
になれば良いと思いますか。(複数回答) 【n=227】

【将来のまちの姿】



問9 朝来市の環境保全に関する取り組みや地域の環境問題などについて、ご意見・ご要望  
などがありましたら、ご自由にお書きください。(自由記述) 【n=227】

主な内容としては、公園、ごみのポイ捨て、道路(除草等)、生きもの、公共交通機関などについての意見が寄せられた。

### あ行

#### 【愛知目標】

正式名称は、「生物多様性新戦略計画」。2010年10月に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」で採択されたことに由来し、「愛知目標」と呼ばれる。

「愛知目標」は、2050年までに自然と共生する世界を実現するというビジョン(中長期目標)を持ち、2020年までにミッション(短期目標)及び20の個別目標の達成を目指すものである。中長期目標については、2050年までに生態系サービスと健全な地球を維持し、全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全、回復、賢明に利用されることが合意されている。

#### 【悪臭防止法】

1971年に規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的に制定された法律のこと。

都道府県知事が市町村長の意見を聴いた上で、規制地域を指定するとともに、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止する。

#### 【アスベスト】

天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、断熱材、建築材、車のブレーキ等に広く利用されてきた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限、または、禁止の措置が講じられるようになった。

#### 【ウォームビズ】

2005年から地球温暖化対策のための取り組みとして、暖房時の室温を20℃で快適に過ごすライフスタイルのこと。

#### 【エコアクション 21】

中小企業などにおいて、容易に環境への配慮に向けた取り組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取り組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境配慮に関する手法のこと。

#### 【温室効果ガス】

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類の物質のこと(「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第2条第3項に規定)。

## か行

### 【カーボン・オフセット】

日常生活や経済活動において、避けることができない二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などをはじめとする温室効果ガスの排出について、可能な限り、排出量が減るよう、削減のための努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについては、その排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方のこと。

### 【環境基本法】

環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律で、環境に関する全ての法律の最上位に位置する。

環境の保全に向けて、基本理念を明らかにし、社会の構成員のそれぞれ(国、地方公共団体、事業者、国民)の役割を定め、環境保全のための施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけではなく、将来の国民の生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としている。

### 【環境の保全と創造に関する条例】

兵庫県が1995年7月に制定した条例のこと。

内容としては、県民・事業者・行政等の社会の構成員の全ての参画と協働により、自然と共生し、持続的発展が可能な環境適合型社会の形成を目指して環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んでいる。

### 【環境マネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たって、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

### 【関西エコオフィス宣言】

「関西広域連合」が地球温暖化防止活動の裾野を広げるため、身近なところからの省エネルギーや地球温暖化防止対策に寄与する企業のCSR活動などの環境に配慮した活動を行うオフィスを募集する取り組みのこと。

### 【気候変動適応法】

我が国における適応策の法的位置付けを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法律のこと。

内容としては、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際展開等の4つの柱から成り立つ。

### 【クールビズ】

地球温暖化対策の一環として、2005年から冷房時の室温 28℃を目安に夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

室温の適正化とその温度に適した軽装や取り組みとともに、省エネ型エアコンへの買換え、西日よけのブラインド、日射の熱エネルギーを遮蔽する効果がある緑のカーテン等の気軽にできるアクションなどを呼びかけている。

### 【グリーンインフラ】

自然環境が有する生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の多様な機能を社会における様々な課題の解決に活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるようとする考え方のこと。

### 【グリーン購入法】

国などをはじめとする公的機関が率先し、環境負荷の低減に資する製品・サービス等の環境物品の調達を推進するとともに、環境物品に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的な発展が可能な社会の構築を推進することを目指す法律のこと。

### 【グリーン・ツーリズム】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

### 【光化学オキシダント(Ox)】

大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などの植物にも影響を与える。

なお、光化学オキシダント(Ox)に起因するスモッグを光化学スモッグという。

### 【国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)】

1992年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づいて毎年開催される国際会議のこと。

### 【固定価格買取制度】

再生可能エネルギーによって発電した電気について、電力会社が一定価格で一定期間、買い取ることを国が約束する制度のこと。

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づき、新たに発電を始める者が対象となる。発電した電気は、全量が買い取りの対象となる。住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合は、自家消費した後の余剰分が買い取りの対象となる。

## さ行

### 【再生可能エネルギー】

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生が可能な枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力等がある。

### 【遮熱性舗装】

路面温度の上昇につながる赤外線を高反射することで、路面の温度の上昇を抑制する舗装のこと。

### 【食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)】

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他の食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律のこと。

### 【持続可能な開発のための教育(ESD)】

Education for Sustainable Development。世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

### 【水質汚濁防止法】

公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基準が「環境基本法」に基づき、設定されている。設定に際し、水利用の観点から定められている水道用水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準等が参考とされている。環境基準を達成することを目標に「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設を有する事業場からの排水規制及び生活排水対策の推進を実施している。

「水質汚濁防止法」では、工場や事業場から排出される水質汚濁物質の種類ごとに排水基準が定められており、水質汚濁物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

### 【生物多様性】

自然生態系を構成する動物、植物、微生物等の地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで捉えられることが多い。

### 【生物化学的酸素要求量(BOD)】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。

環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。また、「水質汚濁防止法」に基づき、排水基準が定められている。

### 【全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会】

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動などや 3R を推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークのこと。

### 【騒音規制法】

工場及び事業場における事業活動、並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律のこと。

都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が騒音について、規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において、時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告などを行う。

## た行

### 【大気汚染防止法】

大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とする法律のこと。

「大気汚染防止法」では、固定発生源(工場や事業場)からの排出、または、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められており、大気汚染物質の排出者などは、この基準を守らなければならない。

### 【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律のこと。

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)】

「地球温暖化対策計画」に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制などのため、普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備などの措置を講ずる法律のこと。

**【電気自動車(EV)】**

バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のこと。走行時に大気汚染物質を全く出さないため、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

**【透水性舗装】**

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装し、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。

## な行

**【二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)】**

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり、弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材等の炭素分を含む燃料を燃やすことによって発生する。

**【燃料電池自動車(FCV)】**

燃料電池で、水素と酸素の化学反応により、発電した電気エネルギーを使用し、モーターを回して走る自動車のこと。水素ステーションにおいて燃料となる水素を補給する。

## は行

**【バイオマス】**

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもののこと。稲わら、もみ殻、間伐材、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等が挙げられる。直接燃焼して燃料として用いる他に、発酵時に発生するメタンガスを燃料として利用する場合もある。

また、焼却などを行っても、大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の増加をゼロとみなせる資源でもある。

**【バッファゾーン】**

野生動物による農作物被害が深刻で、住民の取り組み意欲が高い地域の森林を対象に、人と野生動物の棲み分けを図る緩衝帯のこと。森林の山裾を20～30mの幅で樹木を伐採し、見通しを良くすることで、野生動物の警戒心の向上を図り、被害の抑制効果の向上が期待できる。

**【ヒートアイランド現象】**

高温域が都市を中心に島のような形状に分布し、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。

**【微小粒子状物質(PM2.5)】**

大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm(マイクロメートル)以下のもののこと。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている。

### 【浮遊物質(SS)】

水中に浮遊または懸濁している直径 2mm以下の粒子状物質のこと。沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水等に由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。

### 【浮遊粒子状物質(SPM)】

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 $\mu$ m(マイクロメートル)以下のもののこと。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

### 【フロン類】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」では、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)をフロン類という。

化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有しているためにエアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や建物の断熱材、スプレーの噴射剤等の身の回りにおける様々な用途に活用されてきた。しかし、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかになったため、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が可能な分野から進められている。

### 【プラグインハイブリッド自動車(PHV)】

外部電源から充電できるタイプの自動車のこと。走行時に二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や排気ガスを出さない電気自動車(EV)のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車(HV)の長所を併せ持つ自動車である。

## 英数字

### 【BEMS(ビルエネルギー管理システム)】

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことで、IT を利用して業務用ビルの照明や空調等を制御し、最適なエネルギー管理を行う。

### 【COOL CHOICE】

2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標の達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えやサービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうとする取り組みのこと。

### 【COOL SHARE】

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うため、複数の部屋などでのエアコンの使用を止め、なるべく 1 部屋に集まる工夫、公園や図書館等の公共施設を利用することなど、涼をシェアし、1 人当たりのエアコンの使用を見直す考え方のこと。



**【HEMS(住宅エネルギー管理システム)】**

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に照明や情報家電までを含めてエネルギーの消費量を可視化しつつ、積極的な制御を行うことで、省エネルギー化やピークカットの効果を狙う仕組みのこと。

**【ISO14001】**

「国際標準化機構(International Organization for Standardization)」が発行する「環境マネジメントシステム」の仕様を定めた規格のこと。

**【PRTR(環境汚染物質・移動登録)制度】**

Pollutant Release and Transfer Register の略で、正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」となる。

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どの程度、環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかといったデータを把握・集計し、公表する仕組みのことで、1999年に制定された。

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生じることを未然に防止することを目的にしている。

**【SNS】**

Social Networking Service の略。登録した利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

友人、趣味仲間、地域住民等が集まり、コミュニケーションを図ることが可能で、組織などにおける広報としても利用されている。

**【V2H(ビークル・トゥ・ホームシステム)】**

Vehicle to Home の略。電気自動車(EV)の蓄電池に蓄えた電気を住宅で使用する仕組みのこと。

**【ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)】**

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

**【ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)】**

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロとすることを目指した住宅のこと。